

豊島区法定外税検討会議（第1回）

事務局 - 総務部税務課税制担当係 電話 03 - 3981 1376

附属機関又は会議体の名称	豊島区法定外税検討会議（第1回）		
事務局（担当課）	総務部税務課		
開催日時	平成14年5月17日（金）午後7時～午後8時		
開催場所	豊島区生活産業プラザ8階 多目的ホール		
出席者	委員	< 学識経験者 > 中村芳昭（会長）、今井勝人、池上岳彦、山川仁、小林秀樹、野口和俊 < 関係団体選出者 > 林康雄、黛雅昭、古澤廣道、小見龍一郎、鷲田能敬、堤良三、平野和範、織本真一郎、梶田紘利、西田鐵男、佐藤信哉 < 区民代表 > 岩原由紀子、齊木勝好、佐藤智重、平山平、松浦純子、柳田好史 < 区職員 > 小野温代、荒井正典、山木仁、増田良勝	
	その他	区長 < 幹事 > 財政課長、広報課長、税務課長（事務局兼任）、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、建築指導課長、交通安全課長	
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長、税制担当係主査	
公開の可否	公開	傍聴人数 29人	報道関係者 19社
非公開・一部公開の場合は、その理由			
会議次第	開会 議事 1. 委員の委嘱・任命 区長挨拶 委員の紹介 2. 会長・副会長の選任 3. 運営方針、部会構成等について 4. 今後の日程について 5. その他		

審議経過

開会

事務局より挨拶を兼ね、会議は原則公開であり、今回もＴＶ等の取材や傍聴人の出席がある旨説明

議 事

１．委員の委嘱・任命

区長より各委員への委嘱状の交付

区長： 本日、第1回の豊島区法定外税検討会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

只今、検討会議委員としてご委嘱申し上げました29名の方々におかれましては、日頃よりたいへんお忙しいお立場にもかかわらず、委員の要請を快くお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。

ここに深く感謝の意を表したいと存じます。

去る1月23日に豊島区の法定外税として「放置自転車等対策税」と「ワンルームマンション税」という2つの新税構想を発表したところでございますが、それ以来、マスコミの報道もあって、社会的な反響を呼び、連日、区民をはじめ多くの方々から様々なご意見が寄せられております。

この法定外税検討会議は、このように区内外からたいへん注目をされております新税構想につきまして、本区における放置自転車問題やワンルームマンション問題の現状を詳細に分析していただいたうえで、法定外税としてのあり方、税としての妥当性などを含め、その導入の適否に関して、様々な観点と専門的な見地から幅広く検討していただくために設置したものでございます。

そのために、財政学、租税法、都市問題、住宅政策などをご専門とする学識経験者として8名の先生方にご参加いただきました。いずれの先生もたいへん識見に優れ、それぞれの分野でご活躍されている方々ばかりでございまして、このような先生方にご参画いただけますことを豊島区としてたいへんありがたく思っております。ぜひ、それぞれのご専門のお立場から議論を深めていただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、地域で様々な活動をされている区民のお立場から6名の方々にご参加いただきました。皆様には、地域で暮らす生活者の視点から、この放置自転車問題とワンルームマンション問題をお考えいただき、活発なご意見をいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。さらに、この検討会議には、豊島区の発表した新税構想に利害関係を有するお立場から、区内に乗り入れている鉄道事業者をはじめマンションの建設業界などから、11名の関係団体の方々にもご参加いただいております。

これは、当初からの私の強い希望でございました。

地域で社会問題化している放置自転車問題とワンルームマンション問題を打開するための政策手法として税の導入を検討する場合には、決して一方的な議論になってはならないということがたいへん重要であるとの認識から、利害関係を有するお立場の方々のご意見も十分にお聞きした上で、税の適否を判断したいと考えております。

さらに、そのような皆様のご意見も含めた議論が行政の中だけでとどまるのではなく、外部からも手にとるように判るような、できるだけオープンなかたちで会議を運営することは、新たな議論を呼び起こす契機ともなりますので、とても大切なことと考えておりますし、また、公正であるとも思います。

このような考えから、このたびご参加いただきました関係団体の皆様には、それぞれのお立場から自由なご意見をいただきたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、このたび豊島区がこのような新税構想に至った直接の要因は、申し上げるまでもなく、地方分権一括法の制定に伴う地方税法の改正によって、新たに法定外目的税が創設されたことによるものですが、その背景には、二つの大

きな問題意識がございました。

ひとつは、地方分権のあるべき姿に関する問題意識でございます。

今日、地方自治体が抱える地域特有の課題、とりわけ大都市問題などでは、複数の法律上の利益が対立するなど、複雑な利害が絡んでいるために、全国を標準とする法律では容易に調整できないような事態に至っております。

これからの地方自治体の姿勢としては、このように全国標準的な法律がうまく機能しないような社会問題に対しても、ただ手をこまねいているだけではなく、真剣に向き合い、地域住民のために自己決定、自己責任のもとで何ができるかを模索しなければならない時代に向かっているという問題意識がございました。

もうひとつの問題意識は、課税自主権に関連した自主財政権に関する問題意識でございます。

現在、盛んに国から地方への税源委譲が論議されてはおりますが、それ以前の問題として、東京23特別区には、地方交付税が交付されていないばかりでなく、他の市町村では当然に課税自主権として認められている、法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、そして都市計画税が、東京都の権限とされ、課税自主権が制限されているため、一般財源を確保する自主財政権が著しく脆弱であるという特殊な事情がございます。

このような事情のもとで、地域の課題に対応するための財源をどのように確保することができるか、また、地域の構成員に対してどのような負担を求めることが適切か、ということは、今回の新税のみならず、既存の制度を含め、行政として常に検討していかなければならない重要な課題であると考えておりました。これが根底にある二つ目の問題意識がございました。

私は、この豊島区に生まれ、豊島区で育った人間でございます。

その私が区長に就任して以来、地域が抱える困難な問題を今までにない新しい発想で何とか打開することができないものかと常々考えて参りました。

その一つの手法として、法定外目的税の活用を研究することは、地域住民に対する責務としてむしろ当然のことであると認識しております。

豊島区が、現在、直面している深刻な問題は、一つには、駅周辺に無秩序に山積している放置自転車問題でございます。

この財政難のなかで、対策費として、毎年10億円以上もの巨費を投入してもなお、全国のワースト順位の上位にとどまっている現状を何とか打開するために、地域を構成する住民と、行政と、そして企業が、責任と負担を適切に分担する仕組みを作り上げたいということが、この構想のなかで私どもが強く意図したところでございます。

また、このところ増えつつける狭隘なワンルームマンションの問題は、地域の住宅水準を引き下げるのみならず、過度な供給が住宅ストックと世帯構成に偏りを生じさせる要因ともなっており、このままでは地域コミュニティの衰退につながるおそれもございます。

この問題は、供給される住宅の質によって将来のまちのあり方を変えられてしまう、といった深刻な問題をはらんでおります。

ゆとりある住宅の供給によって定住化を進めたい豊島区としましては、何とかこの状況に歯止めをかけて、ゆとりのある良質な住宅の供給を誘導する施策につなげていきたいと考えているわけでございます。

以上のような問題提起を含むこの新税構想は、豊島区にとりましても未だかつてない、大きな挑戦でございます。

この新税構想が、これからこの検討会議におきまして、概ね1年の期間をかけてご検討をいただくわけでございますが、なにとぞこのような豊島区の事情と抱える現状の問題を十分踏まえていただきまして、専門的な見地から幅広いご検討をお願いしたいと存じます。

なお、検討の過程におきましては、様々な論点と課題に直面することも多々

あるかとは思いますが、皆様のお力添えによりまして一定の方向性をまとめていただけますよう切にお願い申し上げます、豊島区法定外税検討会議の発足にあたり私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

< 委員の紹介 >

座席順に委員自己紹介、幹事は税務課長より紹介

2．会長・副会長の選任

豊島区法定外税検討会議設置要綱第4条第2項に基づき、学識経験者の互選により中村芳昭委員を会長に選任

会長： なかなか難しい問題について責任をお引き受けすることになりまして、皆さまのご協力をいただきたいと思っております。先ほど区長さんの方からお話がありましたように、地方自治法が大きく改正されまして、この基礎的な自治体であります、東京でいいますと区が住民に対する大きな責任を負うということが法律的に明記されたわけです。その目的としては、住民の福祉の増進という、極めて抽象的ですが、そういう目的が唄われているわけですが、そういう観点からいうとコミュニティを形成するにあたってはそういう目的に沿った形で、どのように中身をつくりあげていくかということに非常に大きな責任があることになったわけでありまして、そのいろいろな政策手段のなかでこの「税」というのは極めて大きな意味、あるいは大きな位置を持つわけですが、その問題に関連して「放置自転車」および「ワンルームマンション」という2つの問題について検討するということになりました。先ほどご紹介がありましたように、それぞれの利害関係者、それから区民の代表、我々（学識経験者）がこの会議に参加して、真剣かつ慎重に審議をして一定の方向を打ち出すということができればと考えております。

極めて難しい、しかもチャレンジングな問題ですので、どういう方向に進むかというのはなかなか予断を許さないところがあるのですが、先ほど申し上げましたように地域のコミュニティにとってどういうことが一番望ましいのかという観点をふまえて、これから審議をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

豊島区法定外税検討会議設置要綱第4条第2項に基づき、会長の指名により岩田規久男委員を副会長に選任

< 区長退席 >

3．運営方針、部会構成等について

会長： それでは、本日は第1回ということですが、議事に移りたいと思えます。最初ですので、会議の運営方針、部会の構成、今後の会議の進め方、あるいは日程につき皆さまにお諮りして、進めて行きたいと思えます。まず事務局の方から原案を示していただいて、後でもし質問等があればお受けしたいと思います。

事務局：

それでは、事務局の方からご説明させていただきます。その前に、本日の資料ですけれども、資料番号1 - 1から1 - 6とございます。これは検討会議の第1回目の資料の1 ~ 5という意味で、今後2 - 1、3 - 1というように番号をつけさせていただきたいと思っております。それでは、私どもの検討会議の要綱について、この主旨につき若干説明させていただきます。お手元の資料の1 - 1をご覧いただきたいと思っております。この会の設置の主旨、目的でございますが、地域において深刻化している放置自転車問題、それからワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広くご検討いただくために設置するものでございます。その検討事項につきましては放置自転車等対策税の導入、それからワンルームマンション税の導入に関する事、その他区長が必要と認めることというものでございます。当然のことながら、税という問題は、その実態を反映するものでございますので、区内での放置自転車問題の現状の分析、それからこれまでの対策、それからワンルームマンションについても現状の問題と対策、そういった実態論をふくめまして多方面の角度からご議論をいただきたいと思っております。

会の運営でございますが、この検討会議は原則として公開とさせていただいております。それから、先ほどの委員の方（の自己紹介）から、放置自転車とワンルームを一緒に議論するのはいかなるものかというご意見がございました。当然、豊島区としてもそのように考えておまして、この2つの異なる税を取り扱いますので、2つの部会に分けたいと思っております。それぞれ、第一部会を放置自転車等対策税の部会、第二部会をワンルームマンション税の部会ということで、当面、3回ないし4回程度の部会を開催したいと考えております。3 ~ 4回で済むかどうかということはまた、それで制限するという主旨ではございません。それから税としての在り方ですとか、導入の適否を専門的な見地から検討していただいて最終的な報告書としてまとめていただきますのは、中立・公正な立場にいらっしゃる学識経験者の方々に組織します「専門委員会」の場とさせていただきました。このように部会構成でそれぞれ議論を進めさせていただきます。検討会議の委員につきましては原則としていずれかの部会に所属するというようにさせていただきますけれども、この「原則として」ということでございますが、区側の事情でございますが、私どもの職員で4名の部長が委員として出席しております。その中でも政策経営部長については区の政策立案や財政を担当するセクションでございます。また、総務部長は税全般を取扱うセクションでございますので、この両名につきましては両部会の方へ出席させていただきたいと思っております。

専門委員会につきましては、それぞれの部会の意見をふまえ、まとめまして、報告書案を作成していただきたい。要綱7条では部会からの報告を受けまして報告書案をつめましたらもう一度検討会議に戻して、検討会議委員の意見を求める。その委員の意見をふまえまして、専門委員会の審議を経て、報告書を作成し、区長に提出するというようになります。

それから検討会議につきましては会長が招集することとします。

なお、この運営等につきましては、議事録等は公開させていただきたいと思っております。ホームページその他でも公開させていただこうと思っております。

本日のところは、このような会議の運営方針につきましてご意見をお伺いしたいと思っておりますが、とりあえず説明を終わらせていただきます。

会長： どうもありがとうございました。今の点は含みいただきまして、実質的な審議はそれぞれ部会で行われることとなりますので、本日のところはただいまの説明にある範囲でご了承いただけたらと思っておりますが、何かございますでしょうか。

会長： よろしいですか。それでは説明していただいたような形で行うということにいたしたいと思っております。

< 部会長の指名について >

会長： 次に、要綱第5条第3項に基づきまして、先ほど説明にもありましたように2つの部会を設けてそこで審議をするということになっておりますので、それぞれの部会の責任者を選ばせていただきたいと思います。これもあらかじめ学識経験者に検討させていただきました。第一部会は武蔵大学の今井先生、それから第二部会は立教大学の池上先生にお願いしたいと存じますので、ご了承願いたいと存じます。

4 . 今後の日程について

会長： 続きまして、今後の日程につき事務局から案の説明をお願いします。

事務局： その前に、私どもの方で部会の構成案を考えておりますので、資料の1 - 4をごらんください。関係団体の方々につきましては、当然のことながら、それぞれ専門の部会の方に入っていただきたいと思います。学識経験者の方々や区民代表の方々を資料のとおり振り分けるといことなんですが、あらかじめご協議いただいておりますので、第一部会、放置自転車の部会の方は、今井先生、岩田先生、それから本日は欠席でございますけれども行政法全般の専門の日本大学の内山先生、それから都立大学の山川先生にお願いしたいと存じます。区民代表につきましては、齊木さん、平山さん、柳田さんが放置自転車の部会ということでございます。それから、第二部会の方でございますけれども、池上先生を部会長といたしまして、中村先生、それから千葉大学の小林先生、弁護士の野口先生、区民代表につきましては岩原さん、佐藤さん、松浦さんが第二部会ということにさせていただいております。

それから今後の日程でございますけれども、資料の1 - 6でございます。何回になるのかわからないのですが、今のところ部会を概ね4回程度と考えております。皆さまには申しわけないのですが、日程の調整につきましては大変難しい状況でございます。学識経験者の先生の予定を優先させていただきました。学会の方が大変忙しくなる8月を除かせていただきました。それから、2月は入試の時期でございますので、これも避けさせていただきました。それで、間隔といたしましては概ね1ヶ月に1回、部会を交互に行うということでご覧の案でございます。これでいきますと、これは先生方のご都合によりまして、最初は6月18日にワンルームマンションの第二部会、7月23日に放置自転車の第一部会というように、その他記載のとおり予定を入れさせてもらっております。今後のスケジュールでございますけれども、これで終わるかどうかということは決してこれで制限をするという主旨ではございません。論点がある程度整理できた段階で、まず全体会（検討会議）に部会の報告をしていただきます。この予定では一応、来年3月という形であくまでも今のところの予定でございますけれども、入れさせていただいております。その後、専門委員会の方で具体的な税としての在り方とか適否について検討をしていただきますけれども、ここで報告書案の作成をすることになります。報告書案ができました時にその後どのような形で審議をするかについては会長、副会長、または部会長の意見を聞きながらみなさんにお諮りしながら決めさせていただきたいと思っております。

そのようなスケジュールで、当面進めさせていただきたいと思っております。何分、大変多い人数でやっておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。以上でございます。

会長： ありがとうございます。今、事務局からスケジュールの説明がございました。概ね4回までの日程が明確に組まれておりますので、ぜひ皆さんの今からのご協力をお願いしたいと思います。今の件につきましてはよろしいでしょうか。

会長： 異論がなければこのように進めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、第1回目の日程が、第一部会が7月23日(火)、第二部会が6月18日(火)ということになります。詳しい連絡や資料等についてはのちほど事務局の方から皆さんに事前にご連絡させていただくこととなりますのでよろしくをお願いします。

あと事務局から何かありますか。

事務局： なるべく資料の方は最低でも1週間前にはお送りするような形でご用意させていただきたいと思います。また、要綱の中でも委員の方々の意見ということをおまえて議論していただくわけですが、当然、意見だけでなく、資料等の提出とか、そういったものがございましたら、是非その都度お申し出をいただければと思います。それから、審議の時間帯ですが、本日と同様に夜7時から概ね9時位をめどにさせていただきたい、約2時間程度とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長： 以上で今日の予定されたスケジュールは終わりましたけれど、特に何か、お集まりいただいた委員の皆さま、何かあれば聞かせていただきたいと思います。

委員： できましたら(開催時間を)もう少し早くやっていただけるといいのですが。皆さんのご都合もおありなのでしょうけれど。私の希望でございます。

事務局： 確かにそのようなご意見もあろうかと思えますけれども、私どもとしてはこの会議を専門にやっているものではなくて、平常業務もあるわけでございますので、月に1回というのが大体限界と思っておりますので、なにとぞご了承をお願いしたいと思います。

委員： 時間帯のことですが。

事務局： あっ、時間帯ですか。失礼しました。皆さまのご予定もあると思いますが、時間帯につきましても区民の方の傍聴とか、そういうことも配慮すると、やはり夜間の方がよろしいかと。何かと昼間につきましては皆さまもお仕事もお持ちでございますので。

委員： 夜間は夜間でいいんですが、30分早めるとか。

事務局： 準備等もございまして、7時からということで、何とぞご了承いただきたいと思います。

会長： それでは、先ほど事務局の方からありましたように、この会はできるだけオープンにするという方針でやっていくということになっております。議事録は公開する、ただし、発言は「委員」ということで(個別の)名前をだすということはいたしません。

委員： よろしいでしょうか。往々にしてこういう会議というのは「新税ありき」で結局一応形をつけて、じゃ新税やりますよということになりがちで、我々は結局何のために参加したんだということが往々にてあるんですね。ですから、我々の意見も、皆さまの意見をお聞きしながら、公正な判断をいただかないと結局、新税ありきで、我々は儀式のために使われて何の意味もありません。その辺は会長の方で、是非ひとつ、よく精査していただいて、我々も一生懸命努力しまして、我々の業界のワンルームの今、現時点での存在意義、価値というものを十二分に皆さまにアピールさせていただいて、ご理解いただくという最大の努力をさせてもらいたいと思います。その点是非よろしく願います。

会長： それはもちろん、そういう主旨での会議です。ですから密室であるとしてもそういうことは起こりますので、できるだけ公平な判断をしていただくということでは、できるだけ多くの皆さんに見ていただく、あるいは読んでいただいて、多くの意見を寄せていただく主旨もありまして、公開にするということで、そういう方針でやりたいと思います。

それから、テレビ等の問題があるかと思いますが、今の主旨からしますと、できるだけテレビ等にも協力したいと思っているんですが、実際問題として、実質的な審議になった場合、いろいろ発言等がそれによって妨げられるということが問題になる、言いたいことが言えないということがあって、先ほどの逆の問題がありまして、（審議と）関係のない部分はできるだけオープンにして、今言いましたように中身をフリーにして、できるだけ率直に意見交換をしていただくという部分は何かの方法で、録音等は別に問題ないと思いますが、テレビカメラ等が入った場合どうもうまくないということがありますと、会議の目的からはずれてくる可能性がありますので、その点は是非、報道の方でもご配慮いただきたいと思います。

以上ですが、今日は第一回目ということで、会議の運営等を審議していただきました。本日はこれで終わりたいと思います。

閉 会

<p>会議の結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の委嘱・任命 <ul style="list-style-type: none"> <学識経験者> 中村芳昭、今井勝人、池上岳彦、山川仁、小林秀樹、野口和俊、岩田規久男(本日欠席)、内山忠明(本日欠席) <関係団体選出者> 林康雄、黛雅昭、古澤廣道、小見龍一郎、鷲田能敬、堤良三、平野和範、織本真一郎、梶田紘利、西田鐵男、佐藤信哉 <区民代表> 岩原由紀子、齊木勝好、佐藤智重、平山平、松浦純子、柳田好史 <区職員> 小野温代、荒井正典、山木仁、増田良勝 2. 会長・副会長を選任 <ul style="list-style-type: none"> <会長> 中村芳昭 <副会長> 岩田規久男 3. 運営方針、部会構成等について事務局案を承認 4. 部会長を指名 <ul style="list-style-type: none"> <第一部会長(放置自転車等対策税)> 今井勝人 <第二部会長(ワンルームマンション税)> 池上岳彦 5. 今後の日程について事務局案を承認 <ul style="list-style-type: none"> <次回日程> 第一部会：7月23日(火)午後7時から 第二部会：6月18日(火)午後7時から
--------------	---

<p>提出された資料等</p>	<p>資料 1 - 1 豊島区法定外税検討会議の設置について （会議設置の概要）</p> <p>資料 1 - 2 豊島区法定外税検討会議構成イメージ （検討会議・部会・専門委員会）</p> <p>資料 1 - 3 豊島区法定外税検討会議委員名簿</p> <p>資料 1 - 4 豊島区法定外税検討会議部会別委員構成(案)</p> <p>資料 1 - 5 豊島区法定外税検討会議設置要綱 （平成 14 年 4 月 26 日区長決裁）</p> <p>資料 1 - 6 検討会議日程(案)</p> <p>参考資料 導入を検討すべき法定外税の課税概要 （平成 14 年 1 月）</p> <p>参考資料 豊島区区税調査研究会報告書 （平成 13 年 12 月）</p>
<p>その他</p>	

会 議 録

◇事務局－総務部税務課税制担当係 電話03-3981-1376

附属機関又は会議体の名称		第2回豊島区法定外税検討会議（全体会）
事務局（担当課）		総務部税務課
開催日時		平成15年3月18日（火）午後7時4分～午後7時54分
開催場所		健康プラザとしま7階 多目的ホール
出席者	委員	<p><学識経験者>中村芳昭（会長）、今井勝人、池上岳彦、山川仁、内山忠明、小林秀樹、野口和俊</p> <p><関係団体選出者>林康雄、黛雅昭、古澤廣道、小見龍一郎、齊藤春雄、堤良三、織本真一郎、梶田紘利、西田鐵男、佐藤信哉</p> <p><区民代表>岩原由紀子、佐藤智重、平山平、松浦純子、柳田好史</p> <p><区職員>小野温代、荒井正典、山木仁、増田良勝</p>
	その他	<幹事>財政課長、広報課長、税務課長(事務局兼任)、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、交通安全課長
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長、税制担当係主査
公開の可否		公開 傍聴人数24人 報道関係者5社
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>開 会 議 事</p> <p>1. 部会報告について</p> <p>（1）第一部会（放置自転車等対策税）</p> <p>（2）第二部会（ワンルームマンション税）</p> <p>2. 専門委員会への付託及び今後の日程について</p> <p>3. その他</p>

審 議 経 過

*会議に先立ち、区長より挨拶があった。

開 会

事務局： それではただいまから、第2回目の「全体会」を開催させていただきます。本日の出欠状況でございますけれども、学習院大学の岩田先生におかれましては、今月は長期出張のためご欠席とのことでございます。また、区民代表の斎木様、それから全自連の平野様につきましても所用のため本日はご欠席との連絡をいただいております。

それでは本日に運営につきまして、会長の中村先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長： それでは本日の会議を始めたいと思います。初めに若干申し上げておきますが、このたび「第一部会」および「第二部会」でそれぞれとりまとめが行われたということですので、これからそれを受けて、より専門的な形で検討を進めていくという段階に至ったわけでございます。これまではそれぞれ5回、ほぼ1年にわたって両部会で検討が進められてきたわけですが、その中では公開されたオープンな形で議論が行われてきたということ、それから市民の方はもちろんですがそれぞれの利害関係者の方々がこの場でそれぞれの観点から意見を述べていただいたということ、そこには意見の対立があるのは当然のことですが、それにもかかわらず一応の論点整理ができてまとまった形で報告書が出されたということです。慎重な審議に参加していただいた委員の方々、または傍聴に来ていただいた方々に対しましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、これから「専門委員会」で検討が始まるわけですが、当然これは各部会でつくられました報告書を元にしまして、あらためて税についての論点を整理いたしまして、その論点について専門的な見地から、こちらに並んでいらっしゃる法律、経済、都市工学等の専門の方々がいっしょにいますので、先生方同士の議論を通じてより問題を深めて、どうあるべきか、あるいはどうすべきか、ということを考えていきたいと思っております。豊島区のこの会議の設置要綱（参考資料①）があるわけですが、これでは（第8条の3で）専門委員会についても原則公開ということでございます。そういう意味では会議自体が極めてオープンな形でございます、ある意味で実験的なところもあるかと思っておりますが、そういう中で議論が行われていくということをも十分皆さんも認識されて、これからも見守っていただきたいと思っております。この専門委員会で一定の方向性を考えていくということになります。その際は、反対意見はもちろんのこと、賛成意見についても、その論拠、あるいはその前提となっている事項について当然中立的・ニュートラルな形で検討の対象にいたします。ですから特定の反対論だけを取り上げて検討するといったことはございません。もちろん賛成論についても同じような検討を行う必要があるわけです。その点は十分ご理解いただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、部会では公正な形で運営がなされてきて一定の論点整理が行われたわけですので、この専門委員会についても同じように慎重に審議をした上で、できるだけ公正な形で皆さんの意見を十分にふまえて議論を進めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

1. 部会報告について

会 長： それでは、これから議事に入りますけれども、最初に各部会の報告をそれぞれ 15 分程度で要約してご説明いただくということにしたいと思います。それから、報道カメラの方は 5 分程度で切り上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、第一部会の方からお願いいたします。

(1) 第一部会（放置自転車等対策税）報告

第一部会長： それでは、第一部会のご報告をいたします。皆さまのお手元にも報告書が配付されてございますので、それをお開きいただきたいと思います。

（資料 2－1）部会報告の 1 ページの真中あたりにございますように、第一部会の役割は、「豊島区が提起した『放置自転車等対策税』構想に関して、その背景となる放置自転車問題の現状と政策課題、その対応策、税導入の妥当性、課税の根拠等について学識経験者、区民代表、区内に乗り入れている鉄道事業者、関係団体及び区職員の代表という立場から意見を論ずること」にあったわけでございます。

どういう点について検討したかと申しますと、その 1 ページの下 2 行から 2 ページにかけてでございますけれども、主に四つの点について議論をいたしました。①区の放置自転車対策の現状と問題点、②改正自転車法における協力義務、対策協議会等をめぐる解釈、③税以外の施策に関する検討、④課税の目的、対象、税率等の課税根拠、というこの四点につきまして都合 4 回議論をいたしました。そして部会の最後の第 5 回目で部会報告について議論をしたということでございます。

2 ページ以下の本論部分はその四点の順にずっとどういうことが検討されたかということが記されてございます。

検討の結果でございますが、12 ページをお開きいただきたいと思います。

「6. おわりに」というところでございますが、検討の結果「豊島区が放置自転車に対する多額の税金を投入してもなお、深刻な地域問題として検討しなければならない現状にあって、その対策の必要性」については、部会全体として、意見の一致というか確認をされたと考えております。しかしながら、「それらの対策として鉄道事業者に『金銭』という形で負担を求めるための『放置自転車等対策税』導入の妥当性とその内容については、改正自転車法における『協力義務』解釈の相違や、『原因者』としての認識の相違により、全委員の意見の一致を見ることはできなかった。」というのが結論でございます。

それから、全委員の意見はその前のページに戻っていただきますと、10 ページでございますが、特に課税に関連して各委員の意見をまとめてございます。最初に「鉄道事業者の要望・反論」が示されてございます。端的に申しまして鉄道事業者は豊島区が構想しているような「放置自転車等対策税」については反対であるということが示されております。それから 11 ページに入りますと、区民代表委員の意見が三点ほどございます。その三番目でございますが、部会での検討における鉄道事業者の発言を聞いていると「もはや課税という選択もやむを得ない」かもしれないというのが区民代表委員のご意見でございました。

それから、三番目は自転車活用関係委員のご意見でございますが、こちら
も鉄道事業者の方の考え方とは違いまして、最初にありますように、「豊島区
の新税構想は現行自転車法の範囲を逸脱しているとはいえない。」と示されて
ございます。

四番目は、関係団体選出委員の意見でございますけれども、これも結論的
に申しますと、細かな点ではいろいろ異論があるけれども豊島区の構想に「全
面的に指示できる。」ということでございました。

なお、各委員の意見につきましては部会の 5 回目の資料の中に意見書とし
て示されておりますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。報
告書の本文の中には私の方でそれを要約したものを載せてございます。

そういうわけで、豊島区が考えているような「放置自転車等対策税」につ
きまして、部会としてそれが良いとか悪いとかにつきましては意見はまとま
らなかったわけでございますが、この「部会報告」の諸所に記しましたよう
に、「なお専門委員会で詳細な検討を」すべき点が示されておりますので、そ
ういうことも含めまして、今後専門委員会で検討をさせていただきたいと考
えております。

なお、部会報告の 12 ページの下の部分でございますが、そこに示しまし
たように、地方公共団体が法定外税を新設もしくは変更しようとする場合、地
方税法の規定や総務省の通知等、詳細に検討しなければいけないことは言う
までもありませんが、第一部会においてはそういう点の検討につきましては
行いませんでした。そういう観点からの検討は専門委員会でやるべきであろ
うと考えておりますので、補足的に申し上げておきます。

第一部会の報告は以上でございます。

会長： はい、どうもありがとうございました。続きまして、第二部会の方からの
説明をお願いいたします。

(2) 第二部会（ワンルームマンション税）報告

第二部会長： はい、第二部会の報告（資料 2-2）も配られているかと存じますの
で、そちらをご覧くださいと思います。

第二部会は、豊島区が提起されました「ワンルームマンション税」、この定
義は「地階を除く階数が 3 以上であって、1 戸あたりの床面積が 25 ㎡以下、
住戸数が 15 戸以上かつ総戸数の三分の一以上」である「中高層集合住宅」に
対しまして、建築時に 1 戸あたり 50 万円の税をかけるという構想でございま
す。これにつきまして、学識経験者それから区民、ワンルームマンションの
関係の事業者、それから区職員の代表という方々が集まりまして、検討を加
えてきたわけでございます。ここで私が部会長としての検討の手順としてま
ず、「住宅政策」の問題でございまして、第 1 に「何をめざすのか」という
点、第 2 に「問題はどこにあるのか」ということ、それから第 3 として「ど
のような施策が適切か」というこの三つの点を順番で検討していこうとい
うことを提起したわけでございます。

部会報告の 2 ページ以降を簡単にまとめさせていただきますと、2 番と書い
てありますのがいわゆる住宅政策ということでございます。豊島区の住宅政
策の基本は、住宅基本条例というものに基づいて「住宅マスタープラン」と
いうものが定められておりまして、これに従って行われるわけでございます
けれども、その中の一つの柱として「ファミリー世帯の定住支援」、つまりフ

ファミリー世帯の増大と定住促進というものがあるわけでございます。これが区の重要な政策課題であることについては異論はないところでございます。これは住宅だけの問題ではなく、保育・学校施設の問題ですとか治安の問題でありますとか、さまざまな政策と組み合わせなければ全体としての政策にならないだろうということも指摘がございまして、これも確認されていることかと思えます。

それから住宅政策自体といたしまして、「住宅ストックのバランスを是正する」というのが区から提起された問題でございまして、これにつきまして、ファミリー世帯を増やすと同時に、単身世帯用住宅としてしか使用できないと思われるいわゆるワンルームマンションの新築を抑制しようとしてこの「ワンルームマンション税」が構想されたわけでございますが、これについては報告の2ページから3ページに書いてありますように意見がいろいろと分かれております。第一の立場は、「25㎡を超える住戸であれば2人以上でも住めるので、25㎡以下の住戸を抑制しようとする区の方針は支持できる。」という点、しかし、第二点としまして「25㎡では不十分であって、もっと広いところも含めて抑制すべきである。」という意見、第三の意見は、広さの問題ももちろんあるんですけども、単身世帯の場合の住民登録の現状、それからゴミ出しのマナーでありますとか地域活動への参加等、そういった地域的な問題がある、という面からワンルームがこれ以上増えることを抑制すべきであるというご意見です。第四点目は、豊島区の地理的条件からみて、単身世帯用住宅が増えるのは市場の需給バランスの当然の結果であり、むしろ抑制すべきではない、ということで、むしろ25㎡というのは単身世帯として狭いとは言えないので、何も公共部門が介入する必要はないという意見でございまして。このようにいろいろ意見が分かれたというところでございまして。部会としては全体の意見をまとめるところまでは行かなかったというのが一つのまとめでございまして。

次に、「税以外の施策に関する検討」を行いまして、まず「ファミリー世帯を誘導する施策」ということで、豊島区はいろいろな政策をやってきているということがまず検討されたんですけども、残念ながら報告書の3～4ページにかけてなんですが、豊島区の財政事情も他区と同様に悪化しておりまして、事業を行っていくのが苦しい状況であるということが確認されておりまして、これに対して、もちろんそういう事業を進めていくには他の経費を削るか、あるいは新たな財源を確保するということが必要になってくるわけでございまして、そういうことが必要であるということは確認されているんですが、ただしその前提といたしまして土地問題、つまり豊島区内そういう事業を促進する受け皿となるような土地が果たして確保できるのか、ということについての疑問も出されまして、その辺の検討も必要なのではないかということがここでは確認されております。

それから、いわゆる「都市計画」的な施策としてよく使われます「規制的な政策手段」についていろいろ検討がなされております。つまりワンルームマンションを抑制するということを考えた場合に、「都市計画法に基づく建築物の用途規制」というものがあります。しかしこれはワンルームを規制するためには使えないだろうということが確認されましたし、その他にも都市計画法に基づく「地区計画」でありますとか、あるいは豊島区が独自にワンルームマンションの建築を規制する強制力を持った条例をつくるか、あるいは現在豊島区にあります「中高層集合住宅建築指導要綱」というものですが、これを改正して25㎡以下のワンルームマンションに規制をかける

かということにつきましても、なかなかこれは実効性を伴わないのではないかと、あるいは「開発協力金」の支払いを求めるとか、「住宅付置指導」を行いファミリータイプも付いた住宅をつくるように指導するという点についても検討を行ったのですが、なかなか実効性については難しいのではないかという意見が出されたかと思えます。そのようにここではまとめさせていただいております。

その後、部会として「課税案についての検討」を行ったわけでございます。それが5ページの最後から6ページ以下でございまして、ここで一番大きな論点となりましたのは「課税の根拠」ということでございます。これが6～7ページにかけて五論点ごとにまとめてございまして、ここでも意見が対立したわけでございます。

第一点の問題は、課税の目的として1戸あたり25㎡以下のワンルームマンションの新築を抑制するという点につきましても、まず賛成意見としては「狭小な住宅を一度に多数作る行為としてのワンルームマンション建築を抑制したい、その原因者に金銭的負担を課すことによって抑制したい、については、ワンルームマンションの建築主がその原因者に該当する。」ということでございますが、これは主として区側の意見でございます。

それから、ワンルーム分譲マンションの所有者（買い主）は通常の場合、利殖を目的として購入されるわけでございまして、自らは現地に居住しないで、管理を管理会社に任せている形になっているんですが、この点でいわゆる地域的なゴミ出しの問題ですとか、自転車放置等について引き起こすと、あるいは発生しているもので、その原因をもたらす建築主に課税すべきである、との意見も出されました。

他方、反対意見としまして、住宅ストックの分布は基本的には市場の需給バランスで決まるものであり、むしろワンルームマンションが建築されるというのは土地の有効利用であるという意見が出されてございまして、課税を行うべきではないとの意見も出された。これらが第一の論点でございます。

それから第二の論点は、ファミリー世帯誘導策の財源を求めたいということで、「財源を調達するための法定外目的税としてワンルームマンション税を設けたい」という意見なんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、土地問題として、もともとファミリーマンションに適した土地が豊島区内に探すというのはなかなか困難ではないかという見地からの意見で、「ワンルームマンションにいくら課税してもファミリーマンションが増えるということは難しいのでは」ということに基づいて課税は適当ではない、との意見が出されたわけでございまして、これが第二の論点でございます。

三番目は、法定外目的税という形で、ワンルームマンションに課税する場合、「目的税の場合、通常は誘導策つまりファミリーマンションをつくる誘導策の対象と、その財源を求める調達先というのが一致しているものではないか。」という意見が出されまして、今回の税構想の場合それがちょっとずれている。「ワンルームマンションからお金を取って、それをファミリーマンションに充てる」ということにずれがあるわけでございまして、この辺についてもう少し詳しく検討すべきであるという意見が出されました。これが三番目の論点でございます。

それから四番目は、一般の区民の方と、ワンルームマンションの持ち主あるいは借り主の方々との負担のアンバランス、つまり不均衡があるのではな

いかという問題でございまして、先ほども少し申し上げましたが住民登録を行っている、行っていないという問題があって、行っていない人は区民税も納めていないという問題が当然出てくるわけでございますし、それから東京都の特別区、つまり豊島区においても固定資産税を直接徴収していないわけでございます、これは都が徴収しているわけでございますが、都が徴収しているということは、豊島区として例えば一般の市町村においては可能な「超過課税」という政策手段がとれないという問題がございまして、その代わりといたしますか超過課税がとれない分として、「ワンルームマンションの持ち主に負担を求める」という意味で、そのかわりに建築主に税をかけてそれが持ち主（買い主）の方に「転嫁」されていくだろう、という考え方をとればいいのではないかという意見も出されたわけでございます。これが四番目の論点でございます。

それから五番目は、固定資産税における住宅用地に対する政策的な優遇措置があるんですけども、豊島区の場合はそれを優遇措置を適用しないという考え方、独自の政策をとることが認められるのではないかという論点が出されまして、つまり住宅をめぐる優遇政策が全国一律である必要はないのではないか、ということから、独自色を出すための課税としてワンルームマンションに課税を行うことも有り得るのではないかということが出されたわけでございます。これが五番目の論点でございます。

こういったところから、地方公共団体における課税自主権というものを政策目的で活用すること自体につきましては、7ページの終わりから8ページにかけて書いてありますように、政策目的として法定外税を課すことについては認められている考え方であるということと申しますが、この「ワンルームマンション税」につきましても、もし豊島区がその創設をめざすのであれば、政策目的の妥当性ととも、法定外税としての課税の根拠というものをより明確に打ち出すべきである、ということで、論点自体はいろいろ意見の対立はございますけれども、課税根拠を明確に出すということについては、今後の専門委員会の検討に委ねたいということでございます。

それから、「国の同意要件との関係」がございまして。これは8ページから9ページに書いてありますけれども、これにつきましてもいろいろ意見がございました。特に問題となりますのが、「国の経済施策」としてのつまり「住宅政策」ですね、住宅政策との整合性というものが問題になるかと思いますが、これにつきましてもいろいろ意見が出ましたけれども、この三点の同意要件、それからいわゆる「課税の公平・中立・簡素」という課税の一般原則との整合性、それから総務省が出しております「留意事項」というものございまして、こういったものとの検討はそれぞれ専門委員会で詳しく検討すべきであるということに部会としては意見がまとまっております。そういったものが8ページから9ページにかけて書かれております。

「課税の対象」につきましてもいろいろございまして、これにつきまして第一の意見としましては、「1戸当たり25平方メートル以下」というものが良いのかどうか、むしろこれをもっと広いところまで含めて課税すべきであるということが一つの意見としてございました。それからもう一つの意見といたしまして、いわゆるワンルームマンションだけではなく、「木造アパートも含めて、15戸未満の集合住宅にも課税しなければ不公平である」との意見も出たわけでございます。この点も現在豊島区が進めております木造アパート建て替え促進策等との関係等をふまえて、そういったものとの整合

性もふまえつつ、さらに検討しなければいけないだろうということがここで出されたわけでございます。

それから「税率」として1戸当たり50万円という構想が出されているわけですが、これについて事業者の委員からは、1戸当たり50万円の課税を行えば建築主である事業者の利益がなくなる、あるいは非常に小さくなるということ、過大な建築抑制効果が見込まれて、建たなくなってしまうということになると、そのために税収が上がらずにファミリー世帯誘導策のための肝心の「目的税」としての財源は生まれないではないかというご意見もございました。これにつきましてはもちろん「抑制ができればいいんだ。」というご意見もあったわけですが、そういったことも当然、検討しなければいけないと。逆に、税収を上げてファミリーマンションの促進策というものに充てるんだということになれば、建設抑制効果があまり過大にならず、しかも税収が上がるというような税率を設定しなければいけないですけれども、そういったことについても考えなければならぬという論点と、それから、既存の税であります「固定資産税」の制限税率とのバランスを考慮しなければ加重になってしまうおそれもあるのではないかと、といったところも、今後の検討課題になるであろうというのがここで問題提起されております。

以上のようなことをふまえて、最後に11ページに結論として書いてありますけれども、豊島区が安心して定住できるまちとして発展すべきこと及び区における住宅ストックのバランスが現在のところ異常な状態であって、その対策が求められることにつきましては意見の一致があったわけでございます。それから、ワンルームマンション関係者と一般区民との間に社会的な、あるいは税負担上の問題があることも指摘されたんですが、その対策として単身世帯用住宅の抑制をしつつファミリー世帯の誘導策を進める必要性と、その施策として税を導入する妥当性とその内容については、全委員の認識、それから主張が一致するには至らなかったということでございます。今後、専門委員会で検討するにあたっては、豊島区においてファミリー世帯用住宅の土地を確保できる可能性でありますとか、政策税制として単身世帯用住宅の建築に課税すると仮定した場合の課税の対象、それから想定される担税者と負担の程度、目的税としての性格といったものをそれぞれさらに検討していかなければならないのではないかと、ということを確認して、部会報告をまとめさせていただいております。

以上でございます。

会長： どうもありがとうございました。

2. 専門委員会への付託及び今後の日程について

会長： 今回の両部会からの報告書の提出と、それから説明を受けまして、この後両部会の報告をふまえて専門委員会へ「付託」ということになります。このことをまずここでご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、確認されたということを前提といたしまして、事務局の方から今後の専門委員会の日程等についてご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元の資料の2-3というものに今後の日程案が示されてお

ります。本日の3月18日の全体会をふまえて、専門委員会での詳細な検討に移るわけでございますが、4月以降は月2回のペースで専門委員会の予定が示されております。ただこれは現時点でのあくまでも予定でございます。なかなかお忙しい先生方のご都合によってはこのとおり進むかどうか、またこれだけの回数で足りるのかどうかということにつきましても、現時点では何とも言えない状況でございます。今後の進み具合によるかと思われれます。ただ、開催にあたりましては、全委員の皆さまには予めだいたい1週間前には何日に開催されますというご連絡を差し上げようと思っております。また、開催された後には、そこでの「会議録」、それと「資料」が出された場合にはその資料もお送りさせていただく予定でございます。なお、運営の方針につきましては専門委員会の先生方で協議していただきまして、運営の手順等を今後決めていただくということになっております。そういったことでお含みいただいて、概ねこの日程案はどちらかといえば事務局の「希望」というところでございますが、7～8月をめどに一応の検討を終えていただいて、9月頃には専門委員会からの「報告書案」というものができるような、そんな希望をもっております。一応このような進め方でご提案させていただきます。

以上でございます。

会長： ただいまの今後の日程につきまして、何かご質問やご意見がございましたらいただきたいと思えます。

こういう取扱いでよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、詳細につきましてはこれから専門委員会の方で日程等も含めて検討したいと思えますが、そこで問題になりますのは、それぞれの部会で皆さんには意見を述べていただいたわけですが、場合によっては後で意見がもれているとか、あるいはさらにこの部分については是非追加して意見を述べたいという場合もあるかも知れません。そういった場合についてはできるだけ専門委員会でも取り入れて公正に運営していきたいと思えます。

しかしながら、事務局からもございましたが、会議の日程等は示されておりますが必ずしもはっきりいたしません。どういう形で運営するかを検討する必要があります。そういう意味で難しいのは、その日に会議があるのにいきなり意見等を出されても委員としても十分検討する余地がないわけですし、そういう形ではなかなか対応できませんので、あまり直前に遅く出されても取り上げにくいということがございます。いずれにいたしましてもできるだけ取り上げさせていただく方向で考えさせていただきます。ですからなるべく早く意見を出していただくような形でお願いすることになると思えますので、よろしく願います。

それからもう一つは、先ほど冒頭でお話しましたように、この専門委員会自体も原則に従い公開で行いたいと考えております。その点を十分にご理解いただきまして、委員が自由に専門的な意見を述べるような形になるよう皆さまも見守っていただきたいと思えます。特定の委員に圧力をかけるとか、そういったことがありますと会議自体がうまく進まないということになりますので、是非その辺について、傍聴は自由でございますので、皆さまの方でも意をお汲みいただきたいと思えます。

以上ですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。

委員： 専門委員会のメンバー構成は。

会長： 名簿があると思いますが。

事務局： 本日の「参考資料③」というところにございますけれども、いわゆる「学識経験者」の8名の先生方で構成されます。

会長： よろしいでしょうか。他にどなたか。

委員： これから専門委員会ということになりますけれども、最後に、これは意見といいますか参考にしていただきたいといいますか、全体の流れの中でちょっとご留意いただきたいのは、この1年間というか去年、豊島区の方で入札で土地を売られていると思うんですね。去年の3月頃だと思いますが、これが現実に今そこにワンルームマンションが建っています。通常、こういう構想があれば、当然その段階で入札を行う場合、一応「しぼり」を決めて「ワンルームはだめですよ」という中でされるのが当然だと思うんですよ。それが現実にそこにはワンルームとして竣工しております。こういうこともふまえて豊島区の姿勢をあらためて聞きたいと思います。

会長： 今のご意見はご意見として伺っておきたいと思います。これは専門委員会の中でその点も含めてまた実態等を聞いていきたいと思います。ここではそれについてやりとりをするということはありませんが、記録に留めることにしたいと思います。

他に何かございますか。

委員： 意見もれ、または追加意見があれば早く出してほしいということですが、専門委員会の方から見ればあまりだらだらと後で出てこられても困るでしょうから、ある程度月を切ってはいかがでしょうか。そうしないと専門委員会で話がどんどん進んでいる最中、あるいはその話が済んでしまった後にまた意見を出されても戻るような形になってしまうでしょうし、どこかで「ここまで意見等を出してください」というように切った方が進めやすいんじゃないでしょうか。待っているときりがないと、私はそう思います。

会長： 先ほど申しあげましたように、そもそもどういう日程でどういう形で検討を進めるか、まだ十分に固まっておりません。今の点も含めましてそういったことも考えていきたいと思います。

他にご意見等はございますか。

委員： 専門委員会の方々のご判断というかご意見は、税金はこれなら見込めると、それによってファミリーの誘致がその税金によって可能だと見極めたときにこれは妥当だと言われるのか、それともワンルームがこういう課税によって建てられないだろうというのが意見の中でまとめられるのか、この辺の見解が非常にファジーなものですから、どちらにウェイトを置かれるのか、ご意見をまとめるときに、確かに税金が上がってファミリー誘致としては非常にメリットがあるというような方向性が見られたときに初めて課税は妥当だと見られるのか、その辺の見解をちょっと最後にお聞かせいただきたいのですが。

会長： これは何と言いますか、先ほど申しあげましたように専門委員会もどちらかの側に立って意見を述べるということを考えているわけではありませんので、それぞれ出された意見の論拠をきちんとまず検討する、その上で、どういう形でどんな可能性があるのかということを考える必要があると思います。ですから、「反対意見だから」あるいは「賛成意見だから」即それを前提に検討するというのでは必ずしもないということをお申しあげておきます。それから、賛成意見であれ反対意見であれ、それぞれ論拠をきちんと検討した上でその結果に基づいて、どういうことが言えてどういうことが言えないの

かということを引きちんと詰めた上で議論せざるを得ないと思います。ですからここで結論ということを書えといわれても難しいということでございます。

委員： いえ、結論ということではなくて、「方向性」として、専門委員会としてはこの税は妥当であるのかどうなのか検討されるわけですね。

会長： そうですね。

委員： その場合、妥当かどうかの根拠はどこに求められるのかということだけはお聞かせいただきたいのですが。

会長： それはですから、今まで出された論点をつぶして行って。

委員： (ワンルームマンション税は) いびつな住宅ストックを是正するための税制と私は聞いておるんですが。

会長： 専門委員会の中でも多分意見が違おうでしょうし、それは議論してみないと方向性は出ないと思います。それは歩み寄るかどうかとも今の段階では何とも言えないということではないでしょうか。

委員： 我々は当然(判断を)委ねるわけですから、効果があると専門委員会で見られた場合は課税されるでしょう。効果がないと見られた場合はこれは妥当ではないと、その辺の委員会の意見の分岐点というものは当然あると思うんですが。

会長： ですからもう少し検討してみないとその分岐点も判断はできないのではないのでしょうか。

委員： その判断をしていただくために、妥当かどうか、効果があるかどうかということは論議いただいて、これはどうも効果がないと専門委員会の方々が思われたら、やっぱり妥当性がないという結果になるのではないのでしょうか。

会長： 予断を持ってばそうだと思います。二つのどちらかだという前提でやれば、そういう議論はできると思います。しかしそうではない形でここでは議論してみようということが先ほどからのお話ですので、意見がまとまるかどうかははっきりしないことですから、特に先生方もみな専門が違うわけですから、どういう形で意見を集約できるのかできないのか、そういう点もふまえて、ここで今おっしゃったことに何か言えというのは難しいと思います。

委員： わかりました。

会長： 他にございますか。

委員： 先ほど、意見を出すときに期限を切るというお話のご提案がございましたけれども、当然、専門委員会が開かれる何日か前に出してくださいと、そういった意味の資料提出といいますか追加意見の期限というのが有るのかもしれませんが、基本的には専門委員会の議論の展開によって、例えば鉄道事業者とすれば主張が足らなかった部分があるので出すといった部分もありますので、一概に例えば7月まで委員会があるので5月が締切りとかを言われても困ると思いますので、先生方の議論をふまえて、少し足らなかったなということを出すこともあるということですので、何と申しますかその日に突然出すといった非常識なことはするつもりはございませんので、よろしく願いしたいと思います。

会長： できるだけそういうご意見等を吸い上げて検討するということは基本的な原則にしたいと思います。ただ先ほど申し上げましたように、間に合わないというような場合はどうしても混乱してしまいますので、そういう意味で今お話しましたとおり原則は取り上げていくということでご了承いただきたいと思っています。どうしても処理できない場合はやむを得ないということにした

いと思いますが、いかがでしょうか。

委員： はい、わかりました。

会長： 他にどなたかご意見あるいはご要望等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、今確認されたようなことでこれから専門委員会の検討に移っていきたいと思います。皆さん方にもそれぞれご案内と資料はお送りするということですので、専門委員会の内容等についてはそれぞれ把握できるような仕組みを考えておりますので、その点は十分ご理解いただきまして、今後ともご協力いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

事務局： それでは、少し時間は早いのですが、これで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各5回にわたり検討してきた「第一部会」及び「第二部会」よりそれぞれ検討結果をまとめた「部会報告」を受け、今後は4月から開催される学識経験委員による「専門委員会」に検討の場を移されることとなった。専門委員会では当面、月2回を目途に検討を進めていく予定であるが、運営等の詳細については今後の話し合いの中で順次決定していくこととなった。 <p><委員の欠席> 岩田規久男、齋木勝好、平野和範</p> <p><次回日程> 第1回専門委員会 (仮) 平成15年4月8日(火) (詳細は未定)</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料2-1 豊島区法定外税検討会議第一部会報告 (放置自転車等対策税)</p> <p>資料2-2 豊島区法定外税検討会議第二部会報告 (ワンルームマンション税)</p> <p>資料2-3 検討会議日程(案)</p> <p>参考資料① 豊島区法定外税検討会議設置要綱 (平成14年5月17日第一回全体会配付資料)</p> <p>参考資料② 検討会議構成イメージ (平成14年5月17日第一回全体会配付資料)</p> <p>参考資料③ 検討会議部会別委員名簿・幹事名簿 (平成15年3月現在)</p>
<p>そ の 他</p>	

会 議 録

◇事務局－総務部税務課税制担当係 電話03-3981-1376

附属機関又は会議体の名称		第3回豊島区法定外税検討会議（全体会）
事務局（担当課）		総務部税務課
開催日時		平成15年9月22日（月）午後7時～午後8時48分
開催場所		健康プラザとしま7階 多目的ホール
出席者	委員	<p><学識経験者>中村芳昭（会長）、今井勝人、池上岳彦、内山忠明、小林秀樹、野口和俊</p> <p><関係団体選出者>深澤祐二、黛雅昭、古澤廣道、栗林伸一、齊藤春雄、堤良三、坂井保義、織本真一郎、梶田紘利、</p> <p><区民代表>岩原由紀子、斎木勝好、佐藤智重、平山平、松浦純子、柳田好史</p> <p><区職員>小野温代、荒井正典、山木仁、増田良勝</p>
	その他	<幹事>財政課長、広報課長、税務課長(事務局兼任)、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、建築指導課長、交通安全課長
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長(2)
公開の可否		公開 傍聴人数 35人 報道関係者 7社
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>開会議事</p> <p>1. 豊島区の法定外税に関する報告書（案）について</p> <p>2. その他</p>

審 議 経 過

開 会

事務局： それでは皆さまお集まりでございますので、ただいまから、豊島区法定外税検討会議の第3回目の「全体会」を始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、事務局の方からご連絡がございます。まず、全体会は本日で3回目でございますが、これまでの間に人事異動等で委員の方が交代されておりますので、本日は時間の関係もでございますので、ご挨拶は省略をさせていただきます。事務局の私の方からお名前だけをご紹介します。

まず初めに、東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部長の深澤祐二様でございます。よろしくお願いたします。それから、帝都高速度交通営団経理部長の栗林伸一様でございます。よろしくお願いたします。それから、全国自転車問題自治体連絡協議会事務局参与の坂井保義様でございます。よろしくお願いたします。それから、区側委員でございますが、総務部長の山木仁、都市整備部長の上村彰雄でございます。

なお、本日のご欠席でございますが、岩田先生と山川先生につきましては、学会等の都合で本日は欠席でございます。それから、日本住宅建設産業協会の西田委員におかれましては健康上の理由によりまして本日はご欠席でございます。それから、首都圏中高層住宅協会の佐藤委員につきましては仕事の都合でどうしても出席できないということでございます。

以上でございます。それでは、これより会議に入りますが、中村会長におかれましては、本日テレビ取材が入っておりますので、そちらの取扱いから始めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

会 長： 皆さん、こんばんは。これから豊島区法定外税検討会議の第3回全体会を開催いたしたいと思えます。まず、テレビ取材の方々におかれましては5分程度で打ち切っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の進行につきまして若干ご説明をした上で始めたいと思えます。まず、「専門委員会」から報告書（案）が出ておりますので、これについて両部会長に簡単に説明していただきます。その上で、「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」について、それぞれ反対意見、賛成意見が出ておりますので、これらについて簡単にご説明をしていただくということにしたいと思います。その後若干の質疑というかたちを取るという流れで行いたいと思えますので、よろしくお願いたします。

1. 豊島区の法定外税に関する報告書（案）について

会 長： それではまず、専門委員会の報告書の案についてでございますけれども、お手元にもございますがこれは既に委員の皆さまにはお配りしてありますが、最初の部分は一般的な事柄が書かれておりますので、特にご説明する必要はないかと思えます。したがって、それぞれの「税」につきまして、両部会長に簡単にご説明いただきたいと思います。時間につきましてはそれぞれ10分から15分ということでお願いたします。

まず、「放置自転車等対策税」について、第一部会長にお願いたします。

第一部会長： それでは、「放置自転車等対策税」について、報告書（案）の考え方を

説明いたします。すでに皆さんのお手元にあると思いますので、それに即してご説明申し上げます。

「放置自転車等対策税」につきましては、全部で五つの論点がございます。一つは、「放置自転車等対策税の目的」でございます。それからもう一つは「課税の前提」、三番目が「課税の根拠」、四番目が「課税の基本的な仕組み」、五番目に「法定外目的税としての要件の充足について」でございます。

まず、「放置自転車等対策税の目的」であります。要点だけ申し上げますと、専門委員会としては、豊島区が今後とも放置自転車等の対策を積極的に取り組んでいく必要があるだろうと。つまり、放置自転車の撤去、あるいはそもそも放置自転車が少なくなるようにするための自転車駐車場の設置等、こういった施策は従来にも増して一層進めていく必要があるという考え方をもっております。したがって問題は、そうしたときに費用をどうするかということですが、具体的に言いますと、豊島区の構想では「放置自転車等対策税」というかたちで鉄道事業者にその一部を負担してもらえないか、という考え方が示されたわけですけれども、専門委員会といたしましては、二節の「課税の前提」というところで記しましたようなことを行った上で、「放置自転車等対策税」を課することは三節に記しましたように「社会的な合理性」があるだろうという結論に達しました。

その「課税の前提」でございますが、二つ挙げてございます。一つは、こういう税を課する以上は、放置自転車等の対策に関する3年ないし5年にわたる基本計画等を示して、その上で課税をすべきであるということでございます。

第二点は、従来から豊島区は自転車の放置者からは「撤去保管手数料」、それから自転車駐車場の利用者からは「使用料」を徴収してきたわけですけれども、それらの人たちからの費用徴収が撤去保管に要する費用あるいは自転車駐車場の維持管理費の2分の1前後の額になるように改めることである、ということでございます。特に、この第二番目の点につきましては、使用料等の引き上げということにつながる可能性が非常に強いわけですけれども、その際に「返還率の低下」やあるいは「駐車場の利用者の減少」ということが心配されます。それはやむを得ない側面があるかと思いますが、もう一点、他区との比較ということを豊島区はかなり意識されているようでありますが、少なくとも豊島区がこうした「独自の施策」をやろうとする以上、他区との比較はあまり気にしなくてもいいだろうというのが専門委員会の考えであります。

もう一点は別に、いわゆる「改正自転車法」に基づく「自転車等駐車対策協議会」を、鉄道事業者、区民代表等も含めて設置をしたらどうかということを示させていただきました。

こういう最初の二点ですね、「基本計画等の作成」と「撤去保管手数料あるいは駐車場の使用料を改める」ということを行ったならば、「放置自転車等対策税」を鉄道事業者に課税するのも社会的な合理性があるだろうというように考えたわけです。

どうしてそのように考えたかと言いますのが、次の三番目の「課税の根拠」でございます。(資料3-1)報告書(案)のページで言いますと7ページでございます。第一の根拠は、豊島区の調査によれば自転車を駅周辺に放置する者および自転車駐車場利用者のそれぞれ約70%が鉄道利用者であるということでございます。したがって、区の要する費用の一部について鉄道事業

者にも負担を求め、全体としての費用を「自転車を放置する者」「自転車駐車場を利用する者」「区税で区民が負担」というかたちで負担をしてきたわけですが、それに加えて「鉄道事業者」に負担を求めることも社会的に見て合理的であろうと考えました。

この点につきましては、鉄道事業者の方からは、「駅までどういう交通手段を使うかということについては鉄道事業者には全く責任はない」というような考え方が示されたわけですが、その点につきましては次のように考えました。報告書(案)の7ページの真中のパラグラフで、「すなわち第二に」というところでございますが、これもご承知のとおり、鉄道事業者に対して地方公共団体が自転車駐車場を設置する際には「協力義務」があるということ。「改正自転車法」は定めているわけでありまして、鉄道事業者自身が駐車場等を設置した場合には、その協力義務が解除されております。この「協力義務が解除」されるということは、逆に言いますと、鉄道事業者にも自転車駐車場等を設置するため、あるいはもう少し幅広く言えば、放置自転車にどう対処するかということについての「社会的な責務」があるというようにこの法律は解釈できるのではないかというのが専門委員会の考え方でございます。したがって、そのように考えますと、区の要する費用の一部を鉄道事業者に負担してもらうのも社会的に見て合理性があるだろうという考え方でございます。

この二点が課税の根拠ということですが、特に二番目の「改正自転車法」に関連いたしましては報告書(案)の7ページの最後のパラグラフの、「なお」以下にも書いてありますように、鉄道事業者にも社会的な責務があるということについては、当時の運輸省鉄道局長の通達を見ましても十分うなずけることであろうということを考えました。以上が課税の根拠ということでございます。

具体的な課税の仕組みは次の第四節でございます。ここにつきましては、区が当初構想しておりました仕組みについては問題があるだろうということで考えました。区の考え方によりますと、「課税標準」は「放置自転車の撤去台数」あるいは「自転車駐車場の収容台数」とされており、「税率」もそれらの台数に応じまして、一台あたりいくらというかたちで考えられておりましたけれども、それは少しまずいだろうと考えました。と言いますのは、放置自転車や駐車場の台数というのは、「納税義務者」と目される鉄道事業者と直接的には関係がない、つまり納税義務者の具体的な活動とは関係がないというように言った方がよいのですが、「課税標準は課税客体を数量化したものであり、課税客体は納税義務者の何らかの活動や状態を示すものでなければならぬ」ということが税の基本的な仕組みでございますので、その点からいきますと区の構想には問題があるだろうということです。そこで専門委員会としては、鉄道事業者の活動あるいは状態を表すものとして、「各駅から直接乗車した人員」を対象にした方がよいだろうということで、区の考え方を修正しております。これに伴いまして、税率についても修正してございます。専門委員会では、まず「鉄道事業者に求める費用の総額を算定して、それを課税標準で除した値、すなわち乗換え・乗継ぎ客数を控除した乗車人員数一人当たり金額とすることが適切である」と考えました。その際に問題となりますのが、「鉄道事業者に求める費用の総額」でございますが、そこは第二節の「課税の前提」というところで述べたことを前提として、さらに、「自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額

から自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を控除した額（区の実質的負担額）の少なくとも2分の1以下とする」というかたちで、鉄道事業者に求める費用総額を算出したかどうかというのが、専門委員会の考え方でございます。それから課税標準の算定にあたりましては、「減免措置」を設ける必要があるだろうと考えました。さらに「徴収方法」についても課税標準あるいは税率が変更されることに伴いまして、「申告納付方式」を採用することが適切であろうとしました。また、「課税期間」につきましては課税の前提のところでも述べました基本計画等との関係で、3年ないし5年とすることが適当であろうと考えました。この「課税の基本的な仕組み」につきましては区の構想とはだいぶ異なっております。

最後に、「法定外目的税としての要件の充足」でございます。法定外目的税は「地方税法」あるいはそれに伴う「総務省の通達」等でいくつかの条件が示されておりますけれども、いずれの条件もこの考え方でいくとクリアできるだろうというのが専門委員会の考えでございます。ちょっと時間も経過しておりますので、報告書（案）の9～10ページは省略させていただきます。

以上です。

会長： どうもありがとうございました。一通りご説明いただきたいと思っておりますので、続きまして「ワンルームマンション税」につきまして第二部会長よりお願いします。

第二部会長： それでは、報告書（案）の11ページから「ワンルームマンション税」についての専門委員会の見解をまとめておりますので、ご説明申し上げます。

まず、「『ワンルームマンション税』提起の背景」でございます。住宅建築につきましては「市場経済」という原則の下で行われていることが当然のこととしてあるわけでございますけれども、住宅というものはやはり「不動産」として長期にわたって地域の環境に大きな影響を与えるという観点から、都市計画あるいは環境政策といった見地から公共部門、特に豊島区のような地方自治体の関与が認められるところであろうと考えております。ご存知のように、ワンルームマンションにつきましては、これは税という手法では豊島区が提起されているわけですが、いろいろな手段として例えば「地区計画」を利用した規制等がございます。ですから政策目的があるにしても、そういったある面での抑制というような考え方をとるとすることは特異な例ではないということです。ただその手法が特異であるということは特徴として挙げられるかと思えます。これが第一点でございます。

次に二番目といたしました、「区が提起した『ワンルームマンション税』構想について」ということですが、これは「1戸当たり25㎡以下の住戸が15戸以上で建物が3階以上かつ総戸数の3分の1以上」というものに対して、「1戸あたり50万円」を賦課するというものでした。それに対して、その財源を「ファミリー世帯用住宅の増加を図るインセンティブの財源」とする法定外目的税という構想が提起されたわけですが、これは第二部会でも議論がございましたし、それを受けて専門委員会でも議論しました結果、「ワンルームマンションから得た財源をファミリー用世帯の住宅の誘導策に充てる」ということになると、通常目的税とは違うだろうということです。つまり、「誘導する対象と財源の調達先が異なる」ということでは法定外目的税としてはあまりふさわしくないのかということでもございまして、「目的税として構成することは適当ではない」と専門委員会では判断したところでございます。これが第二点でございます。

三番目は、ワンルームマンションに限らず「狭小住戸集合住宅」と考えた場合に、いわゆる「単身用世帯専用の住宅」というものの増加を抑制したい、もしそれが「住宅ストックのバランスを是正する」と区が考えた場合に、いろいろな手段があるだろうと、つまり「税」以外に規制的な手段もあるということでございます。実際には「地区計画」によって住戸面積の最低限度を設定する、あるいはまたファミリー世帯用の住宅の付置義務を課す、あるいは「開発協力金」の納付を要請する、あるいは「行政指導」を行うといった方法はあるわけですが、中でも「地区計画」を実際に活用している区があるわけですが、基本的には地区計画というのは区域を限って部分的に適用されるのもで、しかも建築基準法上適法な住宅のうち特定のものの建築を長期間にわたって強制的に禁止する、あるいは制限をかけるという極めて厳しい政策手段でございます。また、地区計画によりまして果たして各住戸の面積を強制的に規制できるのかということにつきまして専門委員会でも議論の余地があるだろうということもあって、なかなかこれが決定的あるいは適切な手段と言にくい面があるだろうという結論になったわけでございます。それから二番目に「税」という手段でございますが、これは「法定外普通税」というものを利用した抑制手段というものもあるだろうという議論がでてきたわけでございます。これは規制と違いまして経済的手法でございます、建築を禁止するというのではなくて、いわゆる「コスト」を上げることによって建築を「抑制」しようというものでございます。日本におきましてはこういった「税」あるいは「課徴金」といったものが必ずしも明確に区別されてこなかったという歴史がございまして、従来も「宅地の供給促進」ですとか「地価の抑制」といったことを目的とした「特別土地保有税」というものが課されていた例もございまして、実際に現在ではいわゆる「炭素税」というかたちで二酸化炭素の排出を抑制しようということで構成されているということから、何らかの特定の行為を抑制するための税ということは現実に政策税制としてあり得るのだろうということが言えると思われま。こういう点から考えますと、「収入確保」という性格を備えている限りにおきまして、特定の行為を抑制することを目的とする税の創設は許されるものであると考えられます。法定税である「固定資産税」については、特別区は課税権を有していないわけでございますけれども、「法定外普通税」を課すことによってある程度の狭小住戸集合住宅の建設を抑制するということも認められるものであると考えております。そこで一応の全体的な結論といたしましては、「住宅建築を市場経済の動向に委ねる」ということは、これも第二部会の議論の中にございましたし、そういう意見も確かにあるわけでございますので政策としては十分あり得るものですが、ただし「政策判断」として豊島区が「住宅ストックのバランス是正」という目的のために「狭小住戸集合住宅の建設を抑制する」ということもあり得るだろうという結論です。その場合に「規制」という手段をとるのか、あるいは「税」という手段をとるのかということにつきましても、これは政策の選択ということに属する事柄でありますので、法定外普通税ということであれば一つの選択肢として認められるというように考えられます。

そこで、これから先は仮定の話なんですけれども、もし本当に課税するというのを豊島区は考えるとすれば、果たしてどういう課税があり得るかということの議論を行いました。それについて申し上げますと、四番目の「課税の内容について」ですが、まず「課税客体」としまして、最初の豊島区の

構想では「25㎡以下」という住戸を課税客体としようということでしたが、実際に「住宅ストックのバランス」ということで考えた場合、要するに「単身世帯専用住宅」というものを抑制したい、ということであるならば課税の範囲をむしろさらに拡大すべきではないかという議論が専門委員会の中では出されてきたわけでございます。それがどの程度かということにつきましてはいろいろと意見があるわけでございますけれども、実際には国の「住宅建設五カ年計画」というものがあるわけございまして、ここでは「二人世帯の最低居住水準」というものが「1住戸あたり29㎡」ということになっておりますが、それはその他いろいろな事情を勘案して区が判断すべきものだろうと考えられます。そうしますとこの「税の名称」についても果たして「ワンルームマンション税」で良いのかということですが、これも適切ではないという考え方も出てきますので、つまり建物の階数等を問う必要はないという考え方にもなりますので、より適切な名称を考えるべきだということになると思います。課税客体が住戸だとしますと、「課税標準」は住戸の数で、「納税義務者」は建築主ということになると思います。また、一定の期限を設けてたとえば「申告納付」とするか、あるいは「賦課徴収」の方式をとるかは、専門委員会としては両方あり得るだろうということです。それから「税率」につきましては、当初の豊島区の構想では「1戸当たり50万円」ということが出されたわけですが、専門委員会での議論もほとんどこの50万円ということではありませんでした。それから、これもいろいろと議論のあるところですが、「非課税」「減免」あるいは「還付」ということにつきましてまとめてございまして、基本的に単身世帯の用に供される住宅建築に課税するということが政策目的に合うんですけれども、ごく小規模な集合住宅、つまり「住宅ストックのバランスにほとんど影響を与えない」ような集合住宅、あるいは「老朽化した民間借家を一定の基準に沿って建て替える」、あるいは「福祉目的の住宅」については、非課税あるいは免税の対象とするのが適当であると考えられます。また、当然のことながら工事を進めた後に途中でやめたり建築内容が変更されたりというような場合もあり得ますので、計画よりも戸数が減少した場合には減免もしくは還付ということも当然やらなければならないと考えております。

それから、「国との同意要件との関係」でございますが、総務省自治税務局長通知というものがございまして、ここでの処理基準につきまして三つの「不同意要件」というものがございましてけれども、これについていろいろ考えたわけですが、「国税又は他の地方税との重複」ということについては、基本的に「転嫁」されない税であれば問題はなく、建築主への税ということで重複していないということです。ただ、転嫁が一部生じて家主あるいは借家人というところに転嫁されるというように考えましても、負担の程度が著しく過重になるというような場合でなければ建築禁止のようなことにはならないだろうということでございます。それから「物の流通に重大な障害を与える」ということにつきましては、不動産課税でございますので不同意要件からはずれるであろうということです。また、「国の経済施策」との関係につきましても、住宅政策という地域特有の課題については地方公共団体が独自の施策をもって対処するということが容認されるであろうということを考えてございまして、基本的に国の住宅政策に照らして適当でないということとは言えないであろうというように考えたわけでございます。その他の「留意事項」とい

うことをごさいますて、課税原則つまり「公平・中立・簡素」ということについてですが、建築の抑制を目的とする場合には、通常の公平原則というものとはずれるであろうということですが、公平を「応能原則」つまり能力に応じた税であるということと考えた場合には、建築主というものは建築行為を行うわけをごさいますので、一定の「担税力」があるということは推定できるであろうと考えることができますと思います。また、公平は「応益原則」であるとした場合にも、「住宅ストックのバランス」を失いつつ建築主は利益を得るわけをごさいますし、それによって区民に「コスト」が発生するという判断のもとに区が対策を考えるわけをごさいますので、区民に発生したコストをある程度取り戻すためには、建築主に対する課税というのも「応益原則」によって許されるものだろうと判断されるわけをごさいます。また、「中立」の原則につきまは、当然、建築を抑制するわけをごさいますので、中立というわけではなく「抑制税」とはそういうものであると考えられます。また、「簡素」の原則というのは、住戸数を課税標準にして1戸あたりいくらするのであればこれは満たすであろうと考えます。また、「関係者間の説明」等をごさいます、これは区が条例をつくるかどうか決まっておりますので我々の任務ではないのですが、少なくとも今までの議論が関係者の間でいろいろ相違する面も含めて非常に慎重に検討してきたということは言えるであろうと思いますので、区に対していろいろな判断材料は提供できたのではないかと考えたわけをごさいます。

以上です。

会 長： どうもありがとうございました。続きまして、先ほどの「放置自転車等対策税」に戻りますけれども、四つの意見が出ておりますので、これについてそれぞれ5分程度を目安にご説明いただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

委 員： それでは私の方から述べさせていただきます。5分程度ということですので簡潔にさせていただきます。

(資料3-2の)2ページ目にごさいます、平成15年2月14日付けで意見を出しておりますけれども、あらためて今回も鉄道事業者五社として出すということをごさいます。

まず一つ目は、「鉄道事業者を納税義務者とすることの違法性について」をごさいます。基本的にこれについては「違法」と考えております。その理由につきまは、(資料3-2の)5ページ以降に付けております意見書のとおりをごさいます。法律的な話をごさいますので、西弁護士意見書をそのまま付けておりますが、鉄道事業者五社の「統一見解」ということをご理解いただきたいと思ひます。あらためて専門委員会における討議も参照して意見を述べるということをごさいます。内容は6ページ以下になります。

まず、いわゆる「自転車法」の適用についてということをごさいます。仮にこの新税を条例で成立させるということになりますと、これは「上位規範たる関係法律に抵触しえない」ということは当然をごさいます。今回、本件について考慮されるべき上位規範が自転車法であることは論を待たないと思ひますけれども、この中におきまして「鉄道事業者の責任」というものは「協力義務」の範囲にとどまって強制しうるものではないということは前回の意見書で指摘したとおりをごさいます。専門委員会におきましては、この点につきまは(自転車法5条2項の)「ただし書き」において「鉄道事業者に社会的責務がある」ということから「鉄道事業者に負担を求めることは、社会

的な合理性がある」ということで論を導いておりますけれども、「ただし書き」というものは当然、本文を前提として規定されるものであるということでありまして、本文の「協力義務」の限界が失われるものではない。また、「社会的責務」と言いましても、それによって「強制徴収」を可能とするようなことを正当化する法律論拠には成り得ないと考えております。むしろ自転車法は、鉄道事業者に「社会的責務」を認めて、その「社会的な合理性」を考慮するということが「協力義務」の範囲内において責任を課している、ということをごさいます、この限界を超えて経済的負担を課税として強制することはできないと考えております。7ページに移りますが、結論と申しますと、「自転車法」を超えて費用負担を強制することは違法であると考えております。

二番目が、「課税原則、とくに応益原則」ということをごさいます。これも報告書(案)において「受益要件」ということについて述べられております。これにつきましては、鉄道事業者が「一定の協力をしなければならぬ社会的責務があることに鑑み」ということで、少なからず受益を得てきているということをおっしゃっております。しかし、ここでいう「少なからず受益」ということと「応益原則にかかる受益」ということとは違うと考えております。なぜならば「駅周辺」あるいは「駅前広場」、これを「保全する責任」というものは基本的に関係自治体にあるということをごさいます、当然、鉄道事業者といえども自治体の一員として一般人と同様に効果を享有するということがありまして、「社会的責務」があるからこれが否定されるということにはならないと考えます。8ページに移りますが、「社会的責務」ということについては「自転車法」のところで既に述べたとおり、「協力義務」を認めてその範囲内において責任を課していると考えておりますので、「応益原則」に係る鉄道事業者の「受益」としては、この報告書(案)で述べていることはあたらないと考えております。

申し訳ありませんけれどもまた(資料3-2の)2ページに戻っていただきたいと思っております。「その他の問題点」ということでいくつか挙げさせていただいております。①としまして、「納税義務者への十分な説明等の適正な手続」ということをごさいます。これについては報告書(案)の4ページで「さまざまな利害関係者の代表が一堂に会して自由に意見を述べあつて・・・問題解決につとめようとする」と述べられておりますけれども、(報告書(案)の)10ページにおきましては「構想検討に参加しているの『関係者への説明』は充分に行われたと考える」と述べられております。ただ、「委員として参加する」ということと「説明を受ける」ことは別のことをごさいますし、この報告書(案)についても説明を受けていない、あるいは、2月に出した意見についても何ら報告書(案)の中で触れられていないということで、これについては納得できないということをごさいます。

それから、②としまして、「税以外により適切な手段がないか」ということ(資料3-2の)3ページをごさいますけれども、これも報告書(案)の前段では『はじめに税ありき』によって解決されるべき性質のものではない」ということでありまして、報告書(案)の10ページにおきましては『鉄道事業者に求めること』を目的としているので、『税以外により適切な手段』はないと考える」ということで結論づけております。これについても「はじめに税ありき」であるというようにこの検討がなされているということを示していると思っております。いずれにしましてもこの①、②からいまして、

必要な適正な手続というものの要件を充足しているとは考えられません。

それから③として、「鉄道事業者の『主体的な取り組み』が充分であったとは判断できない」というご指摘でございますが、これにつきましては第一部会の中で既にご報告をしておりますので個別には述べませんが、ここに書いてありますように、池袋、大塚、椎名町、東長崎、巣鴨等において鉄道事業者としては努力をしておりますし、実際に取り組みをしておるということで、その「不十分」の基準において明らかにしていただきたいと考えております。

(資料3-2の)4ページの④でございますが、「負担額」、これについては「著しく過重になることはない」と断じておりますが、仮に豊島区においてこの税が導入されるとすれば他の地方自治体でも導入されるという可能性が非常に高いということが想像できますので、そういう意味では軽微とは言えないと考えます。必ず旅客輸送事業に大きな影響を及ぼすということの可能性についてお考えをいただきたいと思っております。

⑤ですが、「費用分担の合理性」でございます。報告書(案)の中で、「70%が鉄道利用者であるということ」を根拠としている」ということでありますけれども、これは先ほどの法律的な側面からの話と重複しますけれども、これについては「鉄道事業者に対する狙い撃ち」ということがここで明らかになっているのではないかと、ということでございます。「自転車法」の規定を超えて鉄道事業者に税を負担させるということが合理的であるとは考えられないと思っております。

最後に、これは第一部会の中でもお話をしておりますけれども、今回税を導入することによって放置自転車は減らないということで、何ら改善はしませんので、有効な放置自転車対策の実施を是非ご検討いただきたいということでございます。

私の方からは以上でございます。他の鉄道事業者の方で何か付け加えることがありましたらお願いします。よろしいですか。

会 長： それでは、また後で何かございましたらお願いします。

続きまして次の委員の方、お願いします。

委 員： 私の意見は資料(3-2)の10ページに載っておりますけれども、この意見書の中では報告書(案)に対して良いとも悪いとも述べておりませんが、大変ご苦勞なさって立派なものに作成していただいたと思っておりますので、基本的に「是」とするものでございます。

その前提でちょっと補足的に申し上げますと、まず、「課税標準」についてですが、この意見書に書きましたように、「放置自転車の撤去台数や自転車駐車場の利用台数を課税標準とする豊島区の構想」をまず否定されておりました、報告書(案)では駅の「乗車人員数」の合計を課税標準とするとされておりますけれども、私としては少し疑問を持ったわけでございます。「課税客体」が「納税義務者」の何らかの活動を示すものでなければならないというのが通常、税を構成するための原則ということなのでしょうけれども、ただ、「放置自転車」と「鉄道駅の乗車人員」との何らかの関係というものを説明する上では、単なる「駅の乗車人員」だけを課税標準とするのはちょっと誤解を招くのではないかと、というのが私の考えでございます。一般的に駅に集散する自転車は、乗車人員に必ずしも比例するとは限らないわけでございまして、例えば駅周辺の地形であるとか、住宅地の配置、それから通勤・通学の人口の問題、周辺の道路整備の状況、あるいは混雑の状況、競合する路線

バスの運行経路や頻度、あるいは雨が降ったりした場合等でも変わるわけでございまして、あながち通常の乗車人員をこの場合ただちに「課税標準」とすることには、多少と言いますかだいぶ疑問をいただくわけです。それについてはかなりご説明のいる部分ではないだろうかということが一つございませぬ。

それから二番目に、「鉄道事業者に求める費用総額」の上限についてでございますけれども、報告書（案）の6ページによりますと「課税の前提」として、「第二は、豊島区はこれまで自転車放置者からは撤去保管手数料を、自転車駐輪場利用者からは使用料を徴収してきたところであるが、こうした施策の第一の受益者は自転車の利用者であるから、その者からの費用徴収が、撤去保管費用や自転車駐輪場の維持管理費の2分の1前後の額となるようにあらためることである」と、先ほど第一部会長さんの方からもご報告がありましたけれども、「鉄道事業者に求める費用の総額は2節で述べることを前提に自転車放置者および自転車駐輪場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額から自転車放置者および自転車駐輪場利用者の負担総額を控除した額、つまり区の実質的負担額の少なくとも2分の1以下にする」という二つの条件を満たす必要があるということで、非常にきめ細かいと言いますか、なるほどと言うことなんですけれども、一つ心配なことがございまして、それらの条件にしたがいますと、意見書の11ページの頭から書いてございませぬが、自転車放置者と自転車駐輪場利用者、ちょっと長いものですから、以下「自転車利用者」と申し上げますけれども、それらが支払う撤去保管手数料と自転車駐輪場使用料の合計に、鉄道事業者が支払う納税額が及ばない場合はあり得るということになるわけですね、これは差引計算ですので。これは今でも使用料や手数料は自転車利用者だけが支払っているわけなんですけれども、今回鉄道事業者の方に税を求めるとすれば、少なくとも私は自転車利用者と鉄道側が同額をそれぞれが負担し合って放置自転車の解決にお互いに協力し合うという関係をつくるのが良いだろうと思います。もちろんそれでは区の方はどうするんだということになりますけれども、区はそれ以外に新たな駐輪場の建設や用地の確保、あるいは全体の様々な管理をするという立場にございませぬので、多額の経費を要しているわけでございまして、少なくとも流動経費と言いますかそういったものは自転車利用者と鉄道事業者双方がお互いに同じ額を負担していただきたいということです。そのことがおそらく自転車利用者にも納得がいただけるのではないかと考えてございませぬ。

最後に、これは報告書（案）では触れていないので大変恐縮なんですけれども、簡単に申し上げますと、仮に税が導入されたとしても、放置自転車対策の事業コストというものについて区はその削減にいかほどの努力をされておられるのか、私は存じ上げませぬけれども、少なくとも大変反対されている鉄道事業者さんの側にも税をお願いするわけですから、そういった事業のコストというものを考えていただきまして、例えば「撤去作業」とかあるいは「車両費」等にどれだけかかっているのかはデータはあったと思いますけれども、それらが入札になっていなければ入札制にさせていただきたいし、あるいは区民の皆さんから良いアイデアを募集等してもっと経費の削減に努めていただきたいということです。少なくともそれらは、これから新たに税をお願いする鉄道事業者さんに対する何と言いますか、「心配り」と言いますか、そういったものが必要であろうと考えまして、あえて申し添えたわけでございませぬ。

以上でございます。

会 長： どうもありがとうございました。続きまして次の委員の方、よろしくお願
いします。

委 員： それでは、(資料3-2の)12ページをご覧いただきたいと思います。私
ども全国自転車問題自治体連絡協議会の立場の考え方から述べた上で、今回
の報告書(案)、それからこれまでの検討経過についてのコメントを発表させ
ていただきたいと思います。私ども全国自転車問題自治体連絡協議会、文面
は「連絡会」となっておりますが、申し訳ございません「連絡協議会」に訂
正をお願いします。以下、「全自連」と略させていただきますが、放置自転車
問題がなかなか解決されずに今日に至っている最大の要因は、自転車に係わ
る法体系が十分に整理されないまま、市区町村の事務とされてきたところ
にあることを主張してきました。さらに、国や都道府県、さらには鉄道事業者
といった社会的責任を負う事業者などとの役割分担が不明確であったばかり
でなく、交通体系における自転車そのものの定義が不明瞭であることから生
じている問題であることを強く訴えてきました。各自治体は、放置自転車問
題の解消に向けて、様々な取組みをしていますが、未だその抜本的な解消に
は至っていないのが現状です。

放置自転車問題というものは、やはり自転車利用者のモラルに一義的な問
題があるとは考えておりますが、それだけでは解決が図れない。まず、自転
車の駐車場所を確保することが不可欠だろうと考えております。各自治体も
自転車駐車場の整備に努力をしていますが、駐車需要に対応しきれないのが
現状だろうと判断しています。

こういった状況は、豊島区だけの状況ではなく、全国の自治体が抱えている
問題であることから、全自連としては、鉄道事業者に対して自転車駐車場の整
備、あるいは用地の提供を求めているところです。しかも、我々は独自で調
査を行っていますけれども、その中で改正自転車法第5条第2項に『自転車
駐車場の設置に積極的に協力しなければならない』との規定があるんですけ
れども、全国的にみても、その協力や主体的な取組みが十分に得られていな
いと評価をしております。

全自連は、放置自転車問題の大きな要因として鉄道事業者の協力が十分で
ないこと、そもそも根本的な原因として自転車駐車場の付置義務が法的に鉄
道事業者に課せられていないことを再三再四訴えてきました。私どもはこの
ような立場から次のように考えて意見を述べさせていただいております。

本報告書やこれまでの審議過程の中で、豊島区において鉄道事業者の協力
や主体的な取組みが十分ではなかったことが明らかになったと考えており
ます。私どもは、主張の正当性を改めて再確認するとともに、この状況は氷
山の一角にすぎないと考えています。

次に、「区の放置自転車対策に要する費用の一部について、鉄道事業者に負
担を求め、豊島区の要する費用全体を自転車放置者・駐車場利用者、区民お
よび鉄道事業者で分かちあうことは社会的に合理的である」と専門委員会が
判断しました。全自連としては、あくまで鉄道事業者に自転車駐車場の付置
義務を法的に課すことを訴えてきておりますが、鉄道事業者の社会的責任を
「責務に応じた費用負担」という形で具現化できることに、現状からの一歩
前進という意味で大いに評価したいと考えています。

それから、今回この税を導入するにあたっては、二つの条件が附加されま
した。「今後3年から5年にわたって自転車駐車場の建設等および放置自転

車の撤去・保管・処分をどのように充実しようとしているかについて、具体的方策やそのために必要になる費用を区民に示すこと」というのが第一点と、「自転車利用者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の少なくとも2分の1に相当する額になるように改めること」の二条件です。ここで補足させていただきたいのですが、二条件目の「少なくとも2分の1に相当する」という箇所は報告書の「原案」の段階での表現でございましたので、「案」の表現にある「2分の1前後の額」とされております。いずれにいたしましても、我々の主張は同じとご理解いただきたいと思いますので、その旨会議録にとどめていただきたいと思います。

最初の条件について、改正自転車法にある「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定をはじめとしたビジョンを区民に示すことは、今後の経費を、自転車利用者、区民、鉄道事業者等がどのように分担していくのか、を考えるためのインセンティブを区民に与えることとなります。区民の中には、放置自転車対策にどれだけの経費がかかり、誰がどのくらい負担しているのか認識している人は多くないと思われまます。その負担者や負担額を明らかにすることで、区民相互に放置自転車の抑止意識が醸成されることを期待して、全自連としてはこの条件はやむを得ないものと考えています。

次の条件ですが、受益者負担、原因者（誘因者）負担の視点から、自転車利用者、区民、鉄道事業者の責務の軽重を考慮すれば、全自連としては、当然のものと受け止めています。

このように二つの条件が附加されたものの、専門委員会において、本税を課税すべきであるという結論に達したことは、全自連としても、基本的にこれまでの主張と一致するところであり、一步前進させるための有効な手段であると考えています。

また、本報告書では、放置自転車対策としては、「税ありき」といった問題ではなく、鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合には一定の減免措置を設ける必要を述べています。全自連はあくまで法的義務を訴えておりますけれども、現実問題として確保が困難な状況にあることに鑑みるならば、政策判断として、税あるいは負担金などという形を選択できるという判断に大きな賞賛を与えるものでございます。

最後に、この税の導入によって、鉄道事業者の社会的責任がより明確になり、鉄道事業者による自転車駐車場の整備を促す契機となることを、全自連は大いに期待しています。

以上でございます。

会 長： どうもありがとうございました。次の意見書は三名の連名で出ておりますので、どなたかご説明をお願いします。

委 員： それでは三名の委員の意見を集約いたしまして意見書（資料3-2 14ページ）のご説明させていただきます。

まず始めに、結論から申し述べさせていただきます。豊島区法定外税検討会議専門委員会作成の、今回ご提出いただきました「豊島区法定外税に関する報告書(案)・放置自転車等対策税」につきまして、これまでの検討会議の検討経緯を踏まえ、我々は豊島区民の代表として若干の追加提案事項を要望するとともに、当該報告書を支持致します。これが結論でございます。

次に、若干の提案事項でございますが、鉄道事業者へ四つ、豊島区行政へも四つお願いしたいと思っております。先に若干の経緯を申し上げます。

本会議における鉄道事業者の主張及びその姿勢については、我々区民代表

が期待していたものとは逆に残念な内容のものでした。本来、日本の企業をリードする立場にある各鉄道会社の方々が、地域を構成する一員としての自覚と言いますか、企業としての社会的責任を回避する以下のような態度に終始し続けたことは、本当に残念で仕方がありません。どういうことかと申し上げますと、基本的には次の三つのことが挙げられると思います。

まず、当初より課税は違法であると頑なに主張し続けました。しかも一切応ずる姿勢を見せなかったのは地域住民の代表である我々区民代表にとりましては、非常に残念ということとともに、今後も一切将来的にはお手伝いだけではないのか、地域住民とともにあるいは行政とともにお手伝いだけではないんじゃないかという、将来的な不安と不信感というものを覚えたものでございます。

二番目に、街づくりや駅前放置自転車の対策は、行政や地元住人の責任として行うものであり鉄道事業者が積極的に関与する問題ではないという主張が今日もなされましたが、これが残念ということでございます。

三番目に、我々区民代表からの提案を受け、第四回協議会に提出された「今後の鉄道事業者としての協力について」に記載された内容は、到底納得の行くものではございませんでした。これらの点については平成15年3月4日付で「放置自転車対策税に関する意見書(区民代表統一意見書)」として部会で提出させていただいておりますので、繰り返しとなりますがもう一度前提条件として述べさせていただきたいと思っております。

これらの経緯も踏まえまして、我々区民代表としては再度鉄道事業者に対しまして、以下のとおり、四点のことを最低限対処いただきたく、ここで提言させていただきます。

- ①地域住民、行政担当者と共に、日頃の駅前放置自転車対策活動に積極的に取り組み協働することとされたい。
- ②地域構成員の一人として、行政、地域住民と駅前放置自転車問題に就いて真摯な協力姿勢を前提に協議の場に着くこととされたい。
- ③駅前自転車駐車場への転用を前提として、鉄道事業者所有地を広狭に係わらず、再度入念に調査検証し豊島区宛提示されたい。
- ④専門委員会作成の報告書を基本に今後豊島区から正式に提示することが予想される放置自転車対策税について、鉄道事業者として真摯な姿勢で前向きに対応することとされたい。

なお、これも付け加えさせていただきたいのですが、当初より、我々区民代表は鉄道事業者に対しまして本件の問題解決の手法を「課税」以外の手法にて解決すべきであることを示唆し、課税以外の協力手段の自主的提示をどんなことができますかと再三再四に渡り求めました。しかし、具体的な解決案が何ら示されなかったことは誠に残念でありました。このことは区民代表として非常に残念である、遺憾であるということで、敢えて付言させていただきたいと思っております。

次に「豊島区行政への提言」でございます。区民代表といたしましては「法定外目的税」という手法で鉄道事業者様の方をお願いするのであれば、納得感ある集結を導くためには、行政としての後々の対策に関する積極的かつ責任感溢れる対応姿勢が必要不可欠であると思ひまして、厳しい内容かも知れませんが四点ほど希望をさせていただきたいと思ひます。

- ①地域住民、行政、鉄道事業者の三者が胸襟を開き、駅前放置自転車問題の具体的対応策を真剣に協議する場を積極的に設定されたい。税という形の

金銭支払いのみで本件を完全決着としてしまうだけでは、これは放置自転車の抜本的な、将来的な解決ということには望みは薄いと思います。

- ② 現行の行政実施の放置自転車撤去、保管等の活動にかかるコストの徹底した見直しを図ることをお願いしたい。撤去費用一台あたり6千円等々という金額を聞いておりますけれども、この辺の金額は果たしていかなものなのかということをもう一度見直していただきたい。これは、民間企業等第三者機関への業務委託等というコラボレーションも視野に入れて、改善検討をお願いしたいと思います。
- ③ 本件の直接起因者である自転車放置者へのより徹底した対応、これは厳重にお願いしたいと思うんですが、撤去活動の充実等の厳格な対応策を積極的に展開するとともに、適正駐輪の指導をより一層厳しくお願いしたい。
- ④ 課税の前提の第一として報告書（案）で掲げる様に、本件を十分に解決するための今後3～5年先を見据えた具体的方策と、そのために必要なコストをより明確に我々区民だけでなく鉄道事業者に対しても早急に区側から提示されることをお願いしたいと思います。

最後に、豊島区が提案の本法定外新税に関し、一年以上の長期に渡る討議と検討を経て本報告書（案）をおまとめいただきましたことにつきまして、中村会長、今井部会長ほか専門委員の各先生方に対しまして、豊島区の区民代表として厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

会 長： どうもありがとうございました。続きまして、ワンルームマンション税に対する意見も一通り全部ご説明していただきたいと思います。最初のご意見を出された委員はご欠席されておりますが、どういたしましょうか。

事務局： 事務局からご報告させていただきます。委員からはこのように意見書（資料3-2 16ページ）を提出いただいておりますが、本日は健康上の理由で出席できないということは冒頭に申し上げました。そこで、この意見書の取扱いについてどうされるのかをお伺いしましたが、それに対しましては検討会議の場に提出したという取扱いで結構でございますということでございます。私どもとしてはどなたかご説明される方を出していただいてもかまいませんというお話も申し上げたのですが、それは結構ですということでしたので、ご報告させていただきます。

会 長： 以上のような事情ですが、委員には事前に報告書（案）をお送りしお読みいただいた上で意見が出されましたので、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、次の意見書についてよろしくお願ひします。

委 員： それでは（資料3-2の）19ページから20ページになりますが、まず、ご説明に入る前に、今回の「税」につきましては、我々建築設計に携わる者としては非常に残念なかたちで出てきたのかなと考えております。すなわち、建築主に対してどういうものを設計するかというのは我々の判断になりますけれども、例えば「住宅ストックのバランス」が非常に崩れているということであれば建築主に対してプレゼンテーション、つまり基本計画案を出すときに、ワンルームならびにファミリーマンションというものを併記して出して、それをご説明してご理解いただく、そしてそれほど変わらないのであればファミリーマンションの方を建築主に薦めるという方法もあったのではないかと考えておりますので、まずそのこととお話する必要があると思ひました。もっと行政の方々と連携をとって、区の実情に即したかたちで設計することも場合によっては可能であったのではないかなと思ひております。

この意見書でございますが、基本的に二つの柱がございまして、19ページでは主に「住居の面積」に関しての内容です。20ページに関しては「ゾーニング」ということで、果たして区内の全てに（税という）かけても良いのであろうかという内容でございます。

まず19ページの方からご説明させていただきたいと思っております。報告書（案）では「ワンルームマンション」という名前から「狭小住戸集合住宅」という名前が変わっておりますけれども、それに対して第二部会の方で十分な議論がなされたかという点と必ずしも十分な議論がなされていなかったのではないかと思います。確かに「面積」に関してはいろいろな意見がございました。もっと大きくしても、というようなご意見もございましたけれども、それが即、第二部会の結論かという点と必ずしもそうではないのではということです。むしろ「25㎡」というところに議論の中心があったように記憶しております。したがって、ここで問題になるのは、25㎡というのはワンルームの比較的良好なものですが、29㎡ということになると報告書（案）にもご説明がございましたけれども、「二世帯」ということになってきます。したがって一人世帯の場合と二世帯の場合とでは、その生活様式も異なっておりますので、たとえば「ゴミの問題」ですとか、それらの対応も異なってくると考えられますので、問題があるのではと思っております。それから、我々の生活様式を見てまいりますとおわかりいただけると思っておりますが、我々の生活というのは年々贅沢になっておりまして、確かに25㎡以下の狭小なワンルーム、これはいわゆる「3点ユニット」というかたちのものを採用した計画になっておりますけれども、25㎡以上のものになりますと比較的良好なワンルームができるということで、建築的にはかなりの差があるのではないかと考えております。ところが（課税が）29㎡以下ということになりますと、豊島区内では税を納めれば建築することも可能になりますけれども、実質的には税を納めない限り「ワンルーム」というものができなくなるのではないかと思っております。先ほどネーミングの話にもございましたけれども、更に突っ込んだ議論が必要ではないのかなということが19ページに書かせていただいた面積に関する意見でございます。

また、20ページに関する内容につきましては、第二部会の中でも意見を申し上げさせていただきましたけれども、現在、「都市計画法」で「住居系の用途地域」というのは七種類ございます。ここに書かせていただいております文書は、これは都市計画法上の用語でございます。たとえば「第一種低層住居専用地域」というのは低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域であるという定義をここで書かせていただきました。現在、豊島区でも「都市計画審議会」において用途地域の見直しがすすめられておりますけれども、この七つの住居系の用途地域のうち豊島区では五つが定められておりまして、二つが定められておりません。この際、都市計画審議会がこの七つの用途地域を全て定めていただいて、きめの細かいまちづくりをしていただきたいと思います。その上でこの中の四つの用途地域、すなわち都市計画法上、「良好な住居の環境を保護するため定める地域」と記載されているところ（第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域）のみに仮にもしそういう「税」をかけるのであればかけるべきで、良好な住環境を保護することもできるのではないかとこの意見でございます。そうすることによって、都市計画法上の定義とも合致してくるのではないかと考えております。さらに細かく豊島区内のまちづくりを考えて見る必要もあると思っておりますが、

一応の目安としてこういったかたちのゾーニングをするのも一つの方法ではないのかとご提案をさせていただきます。

以上でございます。

会 長： どうもありがとうございます。次の委員の方お願いいたします。

委 員： 私は宅地建物取引業協会の代表として参加させていただいておりますが、「街の不動産屋」というのは住民でもございますので、そうした点からも少しご意見を述べさせていただきます。

今回の課税ですけれども、いろいろお話を聞いておりますと、「単身で住んでいる人」が焦点になっているような気がします。それで、豊島区は単身者でなくファミリー世帯が来てほしいと、だから税を導入したいというのはわかるんですけれども、単身者が全部悪いのではなくて、ほったらかしておいた単身者が悪くなってしまうと思うんです。どういうところかと言いますと、まず少しのお金で儲けるために「区分所有」の一部屋だけを買うというような家主が遠くに住んでいて、客から家賃さえ入れれば周りに迷惑をかけようがどうしようが知らないという人が一番悪いんだと思います。今回の意見の下書きもたくさん書いてみたのですが、どんどん削いでいったらこれだけになってしまったんですが、つまり家主が住んでいるところは家主が責任をもって管理しますから、単身者だって悪くならない。それから、大きいところですね、100戸あるとすれば1戸につき管理費がたとえば5千円であれば月に50万円になるわけですからいろいろ管理が行き届くわけです。ですからここに書きましたように、総戸数100戸以上とか家主が一部に居住しているようなものは非課税で良いのではないかと思います。その下に先ほど申しましたように、たとえば戸数が10から30くらいの、普通の家一軒を壊してそこにワンルームマンションを建てて分譲しているというのが一番たちが悪いので、そこに課税していくというのがよろしいと思います。

以上でございます。

会 長： どうもありがとうございます。次に連名で出されているご意見につきましてお願いします。

委 員： それでは私の方からご説明申し上げます。資料（3-2 22ページ）の題名にありますとおり、内容に入ります前に、第二部会で申し上げたものが報告書（案）に入っていなかったということから、もう一度意見を述べさせていただきます。という考えでまとめさせていただきました。

まず、我々区民代表委員が持っている「ワンルームマンション」に対するイメージは、他の委員もおっしゃっていましたが「住民がゴミ出しのマナーを守らない」、「生活騒音を出す」、「誰が住んでいるのかわからないのでコミュニケーションがとれない」等の、言わばソフト面で日常生活に影響を及ぼす建物であるということでした。また、狭い土地に無理やり高い建物を建てて分譲するようなケースも多く、日照権をはじめとする様々な問題を起こしていることも事実です。ワンルームマンションは法に照らしても適正な建築物であることは理解していても、実際に建設されてしまうと、特に住宅街においては古くから住んでいる住民とのトラブルも起きているのが現状でございます。

そして第二部会におきましては、豊島区以外の各区でのワンルームマンション規制策等の資料をいただきました。各区がいろいろな手法でワンルームマンションの建設を抑制しようとしていることがよく分かりました。程度の差こそあれ、このままでは豊島区がだいぶ悪くなってしまうというような声

がずいぶん高く出ております。これは豊島区でも他の区でも同じことなのでしょうけれども、検討会議での事業者の委員の方によると、「現在建てられている分譲ワンルームは質もいいし、管理もきちんとしている」という意見がございました。一方、区の調査資料は、最近建ったワンルームマンションを購入した方がそのまま住んでいるケースは非常に少なく、その部屋を所有者から借りて実際に住んでいる人も住民登録しているのは全体の6割に満たないという結果でした。このことはつまり、残りの4割以上の人が、ワンルームの居住者にかかわるゴミ処理費用をはじめとする経費などは区が負担しているということになります。結局、区民が負担しているということになるのです。そこで区民の行事や住民同士のコミュニケーションを図るのも非常に難しい状態にあるということも言えるのではないのでしょうか。これは住んでいないということから諸々の日常生活にたくさんの問題が出てきているということをお願い申し上げます。

結論といたしまして、我々区民代表委員は、次の点につき要望いたします。

1. ワンルームマンション税の導入に賛成いたします。ただし、報告書(案)の中にもありますように、住宅のバランスに影響のないような小さな規模のもの、例えば大家さんがきちんとして管理できるようなものとも言えると思いますが、それから、福祉目的のものまで課税することは望みたくありません。

2. 第二部会では、ワンルームマンションの建築が可能な地域と、できない地域を分けるような意見が出されていましたが、このような政策についても今後検討してください。

3. さらに税とは別の意見になりますが、ワンルームマンションに対する次の件につき、区の指導強化をお願い申し上げます。

- ① ワンルームマンションの建築規制策や居住者に守ってもらう内容について区側の指導を強化していただきたい。その内容はたとえば、他区が行っている規制策を検討したり、「住まい方のルール」「町会への加入を義務付ける」「住民登録を徹底させる」など、指導を強化して下さい。
- ② 常駐管理人室のないワンルームマンションは、賃貸・分譲等に関わらず、常駐管理人室を設ける様に条例化をして下さい。
- ③ 大家さんの常駐しない賃貸ワンルームマンション及び管理組合の責任者が住んでいない分譲のワンルームマンションは、外部委託の管理では細部まで目が届きません。そこでゴミ出しのルール、リサイクル品の分別等の無視や、地域住民とのコミュニケーションが出来ないなど、不安を与えているので、不安解消のため大家さん及び管理組合などにきちんと責任を持たせる指導をお願いしたいということです。
- ④ ワンルームマンションを建築する時には、将来ワンルームを二部屋以上くっつけて、隣り合わせということですが、ファミリータイプに変更できるような間取りを奨励することも検討してください。
- ⑤ 新築ワンルームマンション以外にも、近隣紛争を未然に防ぐ指導の徹底をお願いします。最後に、区民の生活と安全を守るという立場で、税に限らずあらゆる観点から、真に住み良い豊島区、住み続けたい豊島区となるよう、まちづくりをはじめとする住環境整備に豊島区が積極的に取り組んでいただくことを望む次第です。

以上3名で提出いたします。

会長： 以上のように、各委員から出されました意見書を一通りご説明いただきました。その前に、まず一つだけ先にご説明しておいたほうがいいと思うので

すが、出されました意見については、当然のことながら検討会議の貴重な意見として報告書の一部とさせていただきます。同時にこれまでの検討された会議録についても同時に提出します。全体として意見書と一体で報告書を構成するというかたちで考えています。一通り皆さんから出された意見についてただいまご説明いただいたわけですが、何か補足的なことがある、または述べておきたいということがありましたら出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員： 今回の報告書（案）についての意見は先ほど述べさせていただいたとおりなのですが、先ほど「ワンルームマンション税」の名前がこれでいいかという話が出た中で、今この問題についてひとつだけ最後に申し述べたいのが、「放置自転車等対策税」の名前なのですが、まず「放置自転車等対策税」というものについて、今回のこの検討会についてはまず鉄道事業者ということに決めて検討されたわけです。その前の段階、たとえば私どもが申し上げたようないわゆる「自転車法」の中に「総合計画」、「対策協議会」をつくっていろいろ検討するというのも何もなく、こういうことになったという中で、本当に「対策税」というのは鉄道事業者だけなのでしょうかとということ。たとえば、仮に70%の鉄道利用者がいるとしても、残りの30%、駅の周りの小さな商店、そういったところに対する税はどうなのでしょう、あるいは「自転車そのものに対する税」、これはたとえば「自動車税」等がありますが、そういった物に対してどうなんだというようなご説明が一切なかった。たまたま第一部会の検討の中で、一番の原因者は自転車を利用する人だというような意見を申し上げたところ、それについてはいくらか考慮されているということだと思えます。そうしますと、まずいろいろな方が「鉄道事業者については協力する姿勢がなかった」とおっしゃいますけれども、当初から鉄道事業者ということで決めつけてどうするんだと言われても、お答えのしようがないわけです。したがって、いわゆる「自転車法」についての解釈その他、あるいは「受益」「誘因者」そういったキーワードについて部会報告では「両論併記」ということでおまとめになったと思いますが、今回の報告書（案）においてそういったことについての記載がない、抜けていると思われるんです。ですから私どもとしましては、いろいろこの中で述べておりますが、とにかく税を導入する、鉄道事業者に税をかけるんだということで始めからスタートして終わったというような印象を持っているということ。最後に付け加えさせていただきたいと思えます。

会長： どうもありがとうございました。今の点についてはご意見として当然うけたまわって会議録に残していきたいと思えます。他にどなたかございますか。

委員： 我々は基本的に「課税は不当である」ということで、たとえば「課税標準」などいろいろなものに対して、細かい話を一切していないと思うんです。そういう意味でいくと、まず説明が十分だったという話には絶対にならないと思うんです。その中で急に、一つは「乗車人員」という話がありましたが、乗車人員について連絡・乗り継ぎかどうかということは非常に捕まえることが難しいので、これを捕まえるためには多分かなり大きなお金がかかるのではないかと思います。もう一つは「受益」という話がありましたが、駅へ来る人が安心して来られるという受益があるというお話でしたが、そうすると駅に降りた人が会社へ行くのも同じ受益があるはずなんですね。そうするとそちらには課税しないで鉄道だけ課税したというのも少し不公平ではないかと思うんです。これは課税に反対するという立場と全然違う話なのですが、

意見を述べさせていただきました。

委員： 鉄道事業者ということで最初に他の委員からご説明させていただいたので基本的にはそのとおりですが、若干「補足」ということで発言させていただきます。やはり今回の検討会議は最初から「税ありき」という感じが否めないものです。課税したら放置自転車が解決するかと言いますと、必ずしもそれには結びつかないのではないかと思います。これは何も豊島区だけの問題ではなくて、全国の、鉄道がある区や市が同じような悩みを抱えながら、それぞれ苦労しながら試行錯誤してやっているというのが実状であろうと思います。例えば先日 NHK で放送してございましたけれども、姫路市の取り組みで放置自転車をゼロにしたという例もありますし、また身近なところでは新聞にも出ておりましたが、日野市が特別な対策をやるというようなかたちで、いろいろ苦しみながらも地域の関係者を集めながら放置自転車ゼロに取り組むというような実例も現実にあるわけです。したがって今して今回の課税というやり方は、放置自転車問題を矮小化する議論でしかないと考えています。

それから、放置自転車問題は放置する人がいるから発生するわけでございまして、その取り締まりが非常に難しいというようなことで、70%の利用者が鉄道だから鉄道事業者、という流れかもしれませんが、やはり本則に返ってそれは放置する人に課税なり責任を持たせるべきだと考えています。少し話が違うのですが、自動車のほうでは警察庁が自動車の「所有者責任」ということで強化しようというような動きが出ております。法案化するような動きも新聞には出ておりましたが、やはり取りにくいところから取るということではなくて、警察も取り締まりとか区の方との関係もあるかもしれませんが、取りやすいところから取るということはやはり不公平ではないかと思えます。何人かの委員の方から出てございましたけれども、「鉄道事業者は協力姿勢が見られない」とのご発言がございましたが、全体的にはそれぞれ述べたところなのですが、私ども地下鉄事業となりますと基本的には線路は道路の下を走っておりますし、駅も道路の下に入っている、すでに街はできあがっているというような中で、駐輪場を設置しろというものもこれなかなか現実問題としてはできないということが実態でございます。やはり「自転車法」の趣旨、これは今まで検討委員会の中で発言させていただきましたが、やはり一義的には自治体と道路管理者というかたちに自転車法ではなっているわけです。具体的な例をあげますと、最近できた例で地下鉄大江戸線、これも具体的な名前を挙げますと中央区であるとか中野区であるとか、また道路管理者である国土交通省が駅の開削工事を行いますので、「堀山空間」ができるんですが、その堀山空間を利用して駐輪場をつくっている。そのようなかたちがあるわけですから、ぜひとも「自転車法」の趣旨といいますか、その重みを充分踏まえて対応していただきたいということでございます。

会長： どうもありがとうございました。他に何かございますか。

委員： 意見と申しますか、質問みたいなものですが、先ほど会長のお話の中に「私どもの意見を一緒に付ける」というお話がありましたが、専門委員会の中で私どもの意見についてご検討をしていただくと、あるいは2月の意見書について専門委員会の中で触れられていないので、それについてどうお考えになっているのか教えていただきたいということも入れておりますけれども、報告書があって私どもの意見書が付くとしても、あくまでもそれは「サブ」のかたちになると思います。その辺が専門委員会あるいは全体会の考え方というものについて、今のお話ですとこのままだと条例をつくるという方向に流

れていってしまうような印象を受けたものですから。

会 長： 鉄道事業者の方々からいろいろな意見が出ていますが、専門委員会の役割は、たとえば条例の違法等の問題、これはもちろん専門委員会の中の一つの考慮事項であるということ言うまでもないのですが、しかしそれだけではなくて、専門委員会はいろいろな委員が全体として考えているということです。会議録を読んでいただければこの税だけではなくて、「代替手段」についてかなりの時間、おそらく半分以上になると思いますが、この問題について議論して来たと思います。税の問題についてはその後に議論しています。ですから税以外の手段についてかなりの多くの時間を費やしたというのは、会議録をきちんと読んでいただければ分かると思います。もう一つは、この報告書（案）は注意深く読んでいただければかなりの「前提条件」等が付いております。協議会の問題にもきちんと言及をしております。それらを含めてトータルとして報告書（案）を読んでいただきたいと思います。我々が直接的に諮問を受けたのは、会議の「設置要綱」が皆さんのもとにもあると思うのですが、要綱自体は二つの税について検討されたいというのが会議の設置のそもそもの趣旨ですし、その一条に「二つの税について検討されたい」と書かれております。ただし、税について検討すると言いましても、先ほども言いましたとおり税だけではだめだということで、代替的な手段、政策手段等々も含めてきちんと議論しようということで始めさせていただきました。多くの時間を費やしたというのは、部会も同じだと思います。そのことを含めて考慮していただきたい。もちろん、今お話したように専門委員会は議論してきたのですが、税として導入したらどういうことが言えるのかということ報告書（案）の中に出させていただきましたので、その他の多くのことはいわゆる「政策判断」に委ねております。ですから即このまま条例というわけではなくて、かなり考慮しなければならぬ部分が残されておまして、したがってこれが即違法という問題ではないわけです。さらに考慮すべき事項が入ってきますので、そのことを含めると、我々は「税としてやるならばこういうかたちが可能です」ということを示したにすぎないわけで、それ以上の細かい制度設計はこれから豊島区が行うということになります。そのようなわけで専門委員会は税以外のことを考慮しなかったというわけではないということは会議録を見ていただくしかないのです。

それから同時に、この会議自体は部会と同様に全て公開で行いました。また、全ての意見も会議録で公開されております。出された資料も全て公開されております。そういう意味では、皆さんは「説明がなかった」あるいは「情報がなかった」とおっしゃるのですが、少し努力していただければ見られるような状態にしてあります。検証の可能性というのも非常に重視しましたので、反面危険な側面と言いますか、それによって発言が抑制されるのではといった問題もあったわけですが、専門委員会としてはその方針は最後まで貫くということで通してまいりました。全て委員会で議論してまとめてきたわけですので、そのことは是非ご理解いただいて、どんな意見が交わされたのか、あるいは議論が行われたのかを十分に把握していただきたいと思っております。

細かい議論の過程は会議録をご覧くださいことにしまして、報告書（案）に関しましては「評価」の部分のご意見をいただきましても表現を変えということとは非常に難しいわけですので、その点はご了承いただきたいと思っております。問題は「事実」の点でどこがおかしい、間違いがある、こういう事実

はない、という点をご指摘いただく必要はあると思います。ご意見はいろいろいただいておりますのが、専門委員会の中でも当然にいろいろ意見はございましたが、議論をつくしてお手元の報告書（案）にまとめました。したがって、これについてさらに議論をここで始めても結論はできませんので、事実が誤認されているというようなことがありましたらご指摘をいただきたいと思ひます。

委員： 会議録を読んでいないわけではございません。これはもちろん読ませていただいておりますし、あるいは第一部会の中でも議論をさせていただいておりますので、それを前提としてお話をさせていただいているわけですが、専門委員会の中ではもちろんある程度時間をかけて検討が行われたということは存じ上げているわけですが、前段として「税ありき」ではないという前提でありながら、後ろの方にいくと税の話に終始しているというところが私どもとしては納得できないということを申し上げているわけでございます。その点についてはぜひご理解いただきたいと思ひます。

会長： その点は承知しております。要するに本来我々は区側から委嘱を受けたときは、要綱に基づいて「税」のことについて検討してほしいというかたちになっています。目的としてはそういうことになっています。それについて集中して議論するというのが会議の役割だと思うわけですが、それではやはりおかしいだろうということで、他の代替手段を含めて、税という手段だけでよろしいのかということも考慮する必要があるということで、要綱の趣旨からはややはずれた部分かも知れませんが、そちらにかなり時間を割いたということです。それらの議論も踏まえた上でさらにもし税としてやるならどうか、ということに答えるというかたちにしたわけです。ですから報告書（案）自体も「区の提案どおりやりなさい」ということにはなっていないわけで、かなり条件を付けて「もし税を導入したとしても、こういうことを踏まえないと問題は解決しない」というかたちをとっているわけです。それは会議録を十分に読んでいただければわかると思ひます。

委員： 先ほど、「課税だけでは放置自転車はなくなる」というご意見がございまして、この席ではちょっと違うことなのかもしれませんが、鉄道事業者の皆さんにお聞きしたいと思います。たとえば、ヨーロッパでは自転車も乗客も一緒に乗せているような「貨車」もありますね。そういうことは将来においてお考えはないのでしょうか。たとえば池袋駅まで自転車に来て、人と自転車を一緒に乗せるというようなことまで鉄道側は考えていないのでしょうか、ちょっと思ったのですが、全然研究もしていないのでしょうか。不可能でしょうか。たとえば課税だけでは放置自転車はなくなるというのでしたら、一つの手段としてそういうことは考えていないのでしょうか。

委員： この場でお答えするお話かということでは別の話だと思いますが、鉄道それぞれの「特性」と言いますか、日本とヨーロッパでは全く違いますし、おそらくヨーロッパの中でも、私は個別に存じあげないですけれども、そういったことができる程度のお客様の量の鉄道と、違う量の鉄道があると思ひます。ですから、たとえば「鉄道に自転車を乗せることが適当かどうか」ということは、少なくとも日本では、たとえば池袋近辺の鉄道の中では私は不可能だと思います。ただ、今現在でも「折りたたみ自転車」を乗せるということはできますが、そのまま単に乗せるということで放置自転車問題が解決されるということはないと思ひます。ただ、私どもは「自転車法」に基づく「協議会」をつくるべきだというお話を以前の意見書でも出させていただいております。

りますけれども、具体的あるいは個別にどういう解決方法があるのかということとは当然その協議会の中で議論をさせていただくということだと思います。もちろんいろいろなアイデアがあるということは否定しません。

会 長： 何か他に付け加えておきたい点がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。今回は特に議論をやりとりすることよりも、是非ご意見を出していただいて、疑問があればそれを出していただくということにしたわけですけれども、会議の設置要綱でもそのような趣旨になっていますので、このようなかたちをとらせていただきました。

それでは、先ほども申し上げましたように、取り扱いといたしましては専門委員会でもとめた報告書（案）に、今回提出いただきました各委員の賛成・反対の「意見書」を付けて「報告書」としたいと思います。特に反対意見の方は区の政策において重要な考慮事項ですので、最初の方に掲載させていただくかたちをとって、賛成意見はその後に付けさせていただくことにして、もし区がこれから条例案をつくる際にはそれらを十分に踏まえて政策判断をしていただくということにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、特にご意見がなければ終わりたいと思います。

よろしいでしょうか、それでは長い間ありがとうございました。以上をもちまして「豊島区法定外税検討会議」を終了いたします。

事務局： 事務局の方からも一言お礼を申し上げます。1年4ヶ月にわたりまして皆さまには本当に活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。いろいろと賛成・反対のご意見もいただきましたが、これから先は豊島区の「自己責任」で政策判断をしていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

本当にありがとうございました。

終 了

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会で作成された「報告書（案）」を、各委員からの「意見書」と一体にして正式な「報告書」にして、会長が区長あて提出することとされた。なお、今回をもって豊島区法定外税検討会議は終了した。 <p><委員の欠席> 岩田規久男、山川仁、西田鐵男、佐藤信哉</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料 3-1 豊島区の法定外税に関する報告書（案） 資料 3-2 委員意見書 参考資料① 豊島区法定外税検討会議設置要綱 参考資料② 検討会議委員名簿・幹事名簿（平成 15 年 9 月現在）</p>
<p>そ の 他</p>	